令和７年１２月１７日判決言渡　同日原本領収　裁判所書記官

令和５年（ワ）第２９１３号　オンライン記事掲載差止等請求事件

口頭弁論終結日　令和７年９月１０日

判　　　決

[redacted]

原　告　池　田　三　男

（以下「個人原告」という。）

埼玉県熊谷市大字池上字稲荷前１６５番地２

原　告　部落解放同盟埼玉県連合会

（以下「原告解同埼玉県連」という。）

同代表者執行委員長　片　岡　明　幸

上記両名訴訟代理人弁護士　山　本　志　都

神奈川県座間市緑ケ丘６丁目１番２３－１０２号　レーベンハイム緑ヶ丘エアーズ

被　告　宮　部　龍　彦

主　　　文

1　被告は、別紙１記事目録記載の各記事を削除せよ。

2　被告は、自ら又は代理人若しくは第三者を介して、別紙１記事目録記載の各記事について、ウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載、放送、上演、戯曲、映画化（いずれも一部を抽出しての掲載等を含む。）等の一切の方法による公表をしてはならない。

3　被告は、個人原告に対し、１１万円及びこれに対する令和６年１月２２日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

4　個人原告のその余の請求を棄却する。

5　原告解同埼玉県連の請求をいずれも棄却する。

6　訴訟費用は、被告に生じた費用の５分の２及び原告解同埼玉県連に生じた費

用を同原告の負担とし、被告に生じた費用の５分の２及び個人原告に生じた費用の３分の２を同原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

７　この判決は、第３項に限り、仮に執行することができる。

事　実　及　び　理　由

第１　請求

１　主文１項同旨

２　主文２項同旨

３　被告は、各原告に対し、各３３０万円及びこれに対する令和６年1月２２日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

第２　事案の概要

本件は、原告らが、被告が被告の管理運営する「示現舎」というウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。）上において、かつて被差別部落があったとされる地域（以下「同和地区」ともいう。）を特定する内容の記事を掲載したことにより、個人原告のプライバシー及び差別されない権利又は差別を受けずに平穏に生活する利益が侵害されたと主張するとともに、原告解同埼玉県連の円滑な業務遂行権が侵害されたなどと主張して、被告に対し、①人格権に基づく妨害排除請求及び妨害予防請求として、別紙１記事目録記載の各記事（以下、順に「本件記事１」などといい、併せて「本件各記事」という。）の削除及び公表の禁止を求めるとともに、②民法７０９条に基づく損害賠償請求として、各損害金３３０万円及びこれに対する不法行為の後の日で訴状送達日の翌日である令和６年１月２２日から支払済みまで平成２９年法律第４４号による改正前の民法所定の年５分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

１　前提事実（当事者間に争いがないか、後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

⑴　当事者等

ア　原告ら

原告解同埼玉県連は、封建的身分の差別とそれに伴う生活実態から部落民衆を完全に解放することを目的とし、埼玉県下にわたり部落民衆の居住する地域において活動する会員を構成員とする権利能力なき社団である（甲２１）。

個人原告は、別紙２個人原告に関する判断中「１」記載のとおりの者である。

イ　被告

被告は、本件ウェブサイトの管理運営者であり、合同会社示現舎（以下「示現舎」という。）の代表社員である。

(2)　本件各記事の公表

本件各記事は、被告が本件ウェブサイト上に掲載した記事である。本件各記事が掲載されている本件ウェブサイト上のカテゴリーの名称は、本件訴え提起前は「部落探訪」であり、本件訴え提起時は「人権探訪」であったが、本件口頭弁論終結時までに「曲輪クエスト」に変更されている。

２　争点及びこれに関する当事者の主張

(1)　本件訴えの原告適格及び訴えの利益の有無（争点１）

（原告らの主張）

ア　本件における原告らの請求は、差止請求（削除及び公表の禁止請求）及び損害賠償請求であり、原告らが被告に対する給付請求権を主張し、裁判所が被告に対して給付義務の履行を命じる、いわゆる給付の訴えである。かかる訴えにおいては、給付請求権を主張する者に原告適格があると解されるから、本件において、本案前に原告適格性について判断する必要はなく、本案において検討されるべき事柄である。

イ　現在の給付を求める訴えについては、請求に係る権利の性質上、民事訴訟による救済が予定されていないような特段の事情がある場合を除き、判決を求める正当な権利が認められるところ、本件訴えはまさに典型例であ

るから、訴えの利益がある。

（被告の主張）

ア　本件各記事には原告らの情報は直接的に含まれておらず、本件各記事と原告らがどのように関連するのは証明されておらず、原告らには原告適格がない。

イ　原告らが本件ウェブサイトへの本件各記事の掲載により被害を受けたことが証明されておらず、原告らが被害と称するものは、社会的政治的な不満にすぎない。仮に本件各記事を削除したとしても、被告が形を変えて類似内容を公開することは可能であるから、本件訴えは訴えの利益を欠く。

(2)　原告解同埼玉県連は県下全域の被差別部落住民を被担当者とする任意的訴訟担当者であるか（争点２）

（原告らの主張）

原告解同埼玉県連は、本件各記事の掲載地域に居住し又はルーツを有する住民ら（以下「本件掲載地域住民ら」という。）を被担当者とする任意的訴訟担当の担当者である。すなわち、①本件訴訟は、原告解同埼玉県連の目的にかなうため、埼玉県下の全ての被差別部落の住民らから黙示に訴訟追行について授権されている。加えて、原告解同埼玉県連は、令和５年９月２日に、県委員会において、本件各記事削除の裁判闘争を行うことが承認されたうえ、同年１２月２日には、原告解同埼玉県連が同住民らの代理で原告になることが承認されたことから、同住民らから明示的に訴訟追行について授権された。したがって、弁護士代理の原則及び訴訟信託の禁止の制限を回避、潜脱するおそれはない。②本件各記事の掲載により損害を被る者は、膨大な本件掲載地域住民らであるが、訴えを提起し、その氏名等が明らかになることで、差別を受ける可能性がある。さらに、被告や示現社らを訴訟当事者とした別件の訴訟（以下「東京訴訟」という。）において、当事者目録を受領した被告が当該訴訟の原告らの住所等をインターネット上に公開する事態が生じていることから、本

件訴訟でも同様の事態が生じる可能性があり、本件掲載地域住民らが当事者となることで受ける不利益が大きく、任意的訴訟担当を認める合理的必要性がある。

（被告の主張）

原告解同埼玉県連及びその構成員と本件各記事との関係が証明されていない。また、原告解同埼玉県連が構成員の人格権の侵害を包摂代替できる根拠が具体的に示されていないうえ、原告解同埼玉県連の構成員及び意思決定の実態も明らかでない。

(3) 個人原告の差別されない権利又は差別を受けずに平穏に生きる利益が侵害されたか（争点３）

（個人原告の主張）

差別されない権利は、憲法１３条及び１４条１項の趣旨から導かれる憲法上の権利であり、東京高判令和５年６月２８日判タ１５２３号１４３頁（以下「令和５年東京高判」という。）において認められた。また、本件各記事は、かつて被差別部落であった地域を特定し差別意識を助長する内容のみで構成されるものであるから、個人原告の差別されない権利又は差別を受けずに平穏に生きる利益を侵害する。

（被告の主張）

本件各記事は、被差別部落という文言を使用しておらず、被差別部落を特定したものではない。そうである以上、本件各記事は個人原告の何等の権利又は利益を侵害するものではない。

(4) 本件記事１の掲載により個人原告のプライバシーが侵害されたか（争点４）

（個人原告の主張）

被差別部落に居住する者であることは公開を欲しない情報である。本件記事１は、個人原告の自宅及びその周辺を撮影して、当該地域が被差別部落であると特定して公開しているものであるが、個人原告の住所を既に知ってい

る者にとっては、個人原告が被差別部落に居住する者であることが判明するのであるから、本件記事1の掲載は、個人原告のプライバシーを侵害する。

（被告の主張）

本件各記事は、いずれも掲載地域を訪れてその現状や歴史的事実を表現したものにすぎず、被差別部落であるという評価をしたものではないし、原告らは、掲載地域が被差別部落であることを具体的に示していない。本件各記事はいずれも被差別部落を特定するものではないため、本件記事1の掲載は、個人原告のプライバシーを侵害するものではない。

(5) 原告解同埼玉県連の差別されない権利又は円滑な業務遂行権が侵害されたか（争点5）

（原告解同埼玉県連の主張）

ア　差別されない権利の侵害

団体の差別されない権利を保障することは、団体の構成員の差別されない権利を実現し拡大することに直結する。原告解同埼玉県連も、当然に、差別されない権利の享有主体となる。原告解同埼玉県連は、埼玉県下において部落解放運動を推進することを目的とする団体であり、被差別部落及び被差別部落に居住又はルーツを有する人々（以下、被差別部落に居住又はルーツを有する人々を「被差別部落に関連する人々」という。）に対する差別事案が生じた場合は、原告解同埼玉県連の差別されない権利を直接に侵害したことになる。

イ　円滑な業務遂行権の侵害

（ア）原告解同埼玉県連の直接的な活動の阻害

原告解同埼玉県連は、被差別部落に対する差別撤廃のために、特に埼玉県下における問題に取り組み、企業や行政に働きかけを行ってきた団体である。本件各記事が掲載されることにより、被差別部落及び被差別部落に関連する人々に対する差別的な偏見及び評価が助長されることに

なるが、これは、原告解同埼玉県連が差別撤廃のために積み上げてきた取組みを水泡に帰し、現在及び将来の活動に著しい支障を与えるものであるから、その円滑な業務遂行権を侵害する（最判平成２６年１２月５日判例地方自治３９０号５１頁（以下「平成２６年最判」という。）参照）。

（イ）原告解同埼玉県連の会員の人格権の侵害を内包する業務上の権利の侵害

被告が本件ウェブサイトに本件各記事を掲載した行為（以下「被告の行為」という。）は、被告が被差別部落を特定して暴露し、差別を助長する目的をもって行ったものであり、掲載地域の被差別部落に関連する人々の人格権を侵害するものである。そうすると、被告の行為は、権利行使としての相当性を超え、原告解同埼玉県連の資産の本来予定された利用を著しく害し、かつ、掲載地域の会員に受忍限度を超える困惑・不快を与え、原告解同埼玉県連の業務に及ぼす支障の程度が著しく、事後的な損害賠償では原告解同埼玉県連に回復の困難な重大な損害が発生するすると認められる場合にあたるから、原告解同埼玉県連の会員である構成員の人格権を内包する業務遂行権が侵害されたといえる（東京高決平成２０年７月１日判タ１２８０号３２９頁（以下「平成２０年東京高決」という。）参照）。なお、原告解同埼玉県連は、権利能力なき社団であるが、その財産の帰属は総有であり、原告解同埼玉県連の権利行使は、構成員個々の権利の総体として行われると観念できるため、構成員の人格権が原告解同埼玉県連の業務上の権利として還元される程度は法人の場合より強い。

（被告の主張）

本件各記事のどの記載により、どの構成員のどのような人格権が侵害されたか特定されていない。原告解同埼玉県連が主張する業務遂行権の枠組みに

ついては、平成２０年東京高決が掲げる要件を充足する必要があるが、本件に即した主張立証が欠落している。東京訴訟では、団体の構成員の人格権が侵害されたからといって直ちに当該団体の業務遂行権が妨げられたということはできないとされており、団体の業務遂行権が構成員の人格権を内包するとは認められていない。

(6) 不法行為の成否（争点６）

（原告らの主張）

個人原告は、被告の行為により、差別されない権利又は差別を受けずに平穏に生活する権利・利益及びプライバシーを侵害され、原告解同埼玉県連は、業務を円滑に行う権利・利益を侵害されており、いずれもその侵害の強度は高いため、違法性が認められ、被告の行為は不法行為を構成する。

被差別部落に対する差別は、「地域」という外形的な地理的事実を契機として、被差別部落に関連する人々が「被差別部落民」とみなされて忌避や排除の対象となり、各個人の人格権が侵害されることとなるというものであり、地域をさらすことが直接人権侵害につながる。被告の行為は、学問の自由の保障のもとに許容されるものではない。

（被告の主張）

被告の行為は、原告らの権利又は利益を侵害するものではない。

また、本件各記事の内容は、学問の自由として保障されるに値する。すなわち、本件各記事で扱う事実の基礎部分は、歴史資料と公的資料により裏付けられるものであり、先行研究との関係では、歴史地理・民俗誌的調査に、公文書や既存研究の照合、現況観察（風致・施設・地名等）を重ねて記録化する営みとして位置づけられるほか、集団単位での公益的情報の整理・提示であり、特定個人の名誉・私生活上の事実を新たに摘示するものではない。

(7) 損害の有無及び額（争点７）

（原告らの主張）

本件各記事に記載されている情報は、就職差別や結婚差別のための情報として利用され得るが、一旦流出するとそれがどのように利用されるか抑止不可能である。被告の行為により原告らに生じた損害は、著しく回復困難なものであり、個人原告の受けた精神的苦痛や原告解同埼玉県連の受けた権利利益の侵害の程度は甚大である。各原告に生じた損害としては、慰謝料各３００万円及び弁護士費用としてそれぞれその１割にあたる３０万円が相当である。

（被告の主張）

原告らは、本件各記事に掲載された地域を勝手に「被差別部落」と認識し、それらの地域に関わると損害を受けるとの妄想を膨らませているのであり、被告の行為と損害との間に因果関係はない。原告らに損害は生じていないため、いずれも否認する。

(8)　削除及び公表の禁止請求権の存否（争点８）

（原告らの主張）

被告の行為は違法なものであるうえ、本件各記事はインターネット上に公開されたものであり、原告らに対する人格権侵害は、日々刻々と継続している。その被害は甚大であり、本件各記事に記載された地域に生活する個人原告を含めた本件掲載地域住民らに回復不能な損害を与える行為である。また、被告は、執拗に被差別部落に関する情報を発信し続ける者であり、本件訴え提起後も埼玉県内の地域を対象として新たに少なくとも１２の記事を公開しており、人権侵害の意図が強固であるといえることからも、本件各記事の削除及び公表の禁止を認めるべき必要性は高い。

被差別部落に対する差別は、「地域」という外形的な地理的事実を契機として、被差別部落に関連する人々が「被差別部落民」とみなされて忌避や排除の対象となり、各個人の人格権が侵害されることとなるというものであり、地域をさらすことが直接人権侵害につながる。被告の行為は、学問の自由の

保障のもとに許容されるものではない。

（被告の主張）

本件各記事は、歴史的・社会的事実に関する研究成果であり、学問の自由の保障に服する。すなわち、本件各記事で扱う事実の基礎部分は、歴史資料と公的資料により裏付けられるものであり、先行研究との関係では、歴史地理・民俗誌的調査に、公文書や既存研究の照合、現況観察を重ねて記録化する営みとして位置づけられるほか、集団単位での歴史・地理的事実と公的施設の所在という公益的情報の整理・提示であり、特定個人の名誉に関わる事実や私生活上の事実を新たに摘示するものではない。

さらに、国立国会図書館デジタルコレクションの拡充と生成ＡＩの普及による探索・照合コストの劇的低下に伴い、非専門家であっても、本件各記事の内容に到達することができる現在においては、被告の行為が、公知情報に対して更に危険を上乗せしたものであることを原告において立証すべきであるが、この作業が欠落している。

本件各記事が、公益的情報の整理・提示であり、真偽の検証可能性・公益性が高い以上、削除又は公表の禁止という強度の制約は許容され難い。

(9)　削除・公表の禁止の範囲（争点９）

（原告らの主張）

差止め（削除及び公表の禁止）が認められるべき範囲は、情報が公表されることにより、その個人が不利益を負う蓋然性が認められるかという点で判断されるべきである。

被差別部落の婚姻関係によるつながりは、埼玉県下に広がっていること、生活圏として、現在の居住地のみならず、相当程度の広がりのある範囲を考慮することが妥当であること、令和５年東京高判でも県単位での差止めが認められたことからすれば、個人原告の訴えのみによっても、本件各記事が差止めの対象となるべきである。

また、本件各記事は、全体として１つの部落探訪というカテゴリー内で展開されており、全体で１つの記事を構成しているといえることからも、全記事が差止めの対象となるべきである。

（被告の主張）

原告らの主張は争う。仮に差止めを認めるとしても、個別か所の文言調整など、より制限的でない手段で十分である。婚姻関係によるつながりは、相当過去の話か、根拠のない原告らの独自の見解である。生活圏のひろがりについても、県境を基準にすることに合理性はない。

第３　当裁判所の判断

１　認定事実

後掲の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実が認められる。

⑴ア　同和問題は、日本社会の長い歴史の中で形成された身分階層構造に基づく差別によって、国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い地位に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けるなどしている、わが国固有の人権問題である。その特徴として、かかる差別を受ける人々が、一定地域に共同体的集落を形成していたことが挙げられる。（甲２７、５３）

イ　部落解放同盟は、部落の完全開放等を目的とする全国組織であり、原告解同埼玉県連の上部組織である（甲２１、２２）。

⑵　被告のこれまでの活動について

ア　被告は、平成２８年２月頃に示現舎から、全国の同和地区の所在地を一覧化するなどした書籍である復刻版全国部落調査の出版を試み、そのデータをウェブサイト上に掲載しようとした。これに対し、部落解放同盟らが、被告及び示現舎らを相手方として、同年４月１９日に東京地方裁判所に同出版の差止め等を求めて訴えを提起した（東京訴訟。被告らから損害賠償

を求める反訴あり。）。東京地方裁判所は、令和３年９月２７日、上記訴訟に係る事件につき同出版の一部差止めやウェブサイト上のデータの一部削除等を命じる判決を言い渡した。同事件の控訴審において、東京高等裁判所は、令和５年６月２８日、差止めや削除の範囲を原審から拡大する等した内容の判決を言い渡した（令和５年東京高判）。その後、最高裁判所は、令和６年１２月４日、同事件について上告棄却決定及び上告不受理決定をし、令和５年東京高判は確定した。（甲２３、２４，７４、弁論の全趣旨）

イ　被告は、平成３０年から令和４年にかけて、自己が管理運営する「鳥取ループ」というウェブサイト上に、東京訴訟の主張書面や書証を公開しており、その中には、閲覧制限決定の効力が及ぶものが含まれていた（甲２５、５３）。

ウ　被告は、Ｔｗｉｔｔｅｒ上で、自己が管理運営する「鳥取ループ＠示現舎」というアカウントから、平成２８年１０月１７日には、「全国部落調査の発禁が解除されたら、今度は本格的にバンバン売って金儲けしますよ。それによってアホが憤怒して発狂することを含めて表現でありアートなので。」と投稿し、令和元年１１月２１日には、「法務省人権擁護局や裁判所に止められようと、間接強制金をかけられようと、部落探訪は続けます。そんなことで憧れは止められないのです。」と投稿した（甲３０、５３、５４）。

エ　被告が「神奈川県人権啓発センター」というアカウントから動画投稿サイト上に投稿した被差別部落の地名や風景を載せた動画（部落探訪動画）１７０本余りが、令和４年１１月３０日、ガイドラインに違反したとして削除された。これを受けて、被告は、同年１２月７日、本件ウェブサイトの「お知らせ、部落探訪」カテゴリー上に、「部落探訪番外編ＪＩＮＫＥＮ．ＴＶを設立します」と題する記事を投稿した。同記事には、「部落探

訪動画の公開を始めて以来、今に至るまで続けられたのがむしろ奇跡的である。」、「我々は部落探訪動画の削除を悲しむのではなく、これほどまでに長く続けられたことを喜ぶべきではないだろうか？」、「さて、今後の予定だが、無論部落探訪を止めることはない。部落探訪は不屈で不滅である。」、「最適解は独自の動画サイトを作ることである。既にＪＩＮＫＥＮ．ＴＶを用意している。まさに部落の完全解放を推進するのにふさわしいドメイン名ではなかろうか。」などする解説文が付せられた。（甲３１、３３の１、３３の２）

オ　大阪地方裁判所は、令和６年５月１日、被告がウェブサイト上に大阪府内の特定地域を対象として「部落探訪」との表題を付して投稿した記事につき、被告を債務者として削除等を命じる仮処分命令を発令した（甲５５）。

⑶　被告による本件各記事の公開

被告は、本件各記事を、別紙１記事目録記載の各年月日に本件ウェブサイト上に掲載した。本件各記事は、「部落」を訪問したとして具体的な地名を挙げて写真等を掲載して解説文を付すなどするものであり、その具体的な内容は、別紙３本件各記事に関する認定記載のとおりである。

⑷　インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示にかかる状況

ア　法務省人権擁護局調査救済課長は、平成３０年１２月２７日付けで、「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について（依命通知）」と題する文書を発出した。当該文書では、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する情報を公にすることは、その行為が人権侵害を助長誘発する目的があるか否かにかかわらず、また、当該地域がかつての同和地区であったか否かにかかわらず、人権擁護上許容し得ないものであるとして、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する識別情報の摘示は、原則として、削除要請の対象とすべきであるとされた。その前提として、部落差別は、その他の属性に基づく差別とは

異なり、差別を行うこと自体を目的として政策的・人為的に創出したものであり、本来的にあるべからざる属性に基づく差別であるとされ、同和地区は、こうした不当な差別の対象とされる人々が集住させられた地域であって、政策的・人為的に創出された差別の対象を画定するための地域概念であり、部落差別は、このような地域概念と密接に結びついているところ、身分差別が廃止され、１００年以上が経過した現在もなお、その地域の居住者、出身者等について否定的な評価をするという誤った認識が国民の一部に残っている、とされた。（甲２６）

イ　上記アの依命通知発出の前後頃から、実際に、大里郡市同和対策推進協議会（熊谷市長が会長を務める。）が、令和元年７月１９日に、さいたま地方法務局長宛に本件記事１の削除要請を発し、令和２年７月３０日、令和３年７月、令和４年７月、令和５年７月１９日にも、同様の削除要請を繰り返した（甲３６から甲４０まで）。北埼玉地区同和対策協議会（加須市長が会長を務める。）が、令和４年１１月１５日付けで、埼玉県知事及びさいたま地方法務局長宛に被告掲載の「部落探訪」の削除要請を発した（甲４５の１、４５の２）。入間郡市同和対策協議会（川越市長が会長を務める。）が、令和５年３月２９日までに、さいたま地方法務局長宛に、「部落探訪」の削除要請を１２回にわたり行った（甲４６）。比企郡市人権政策協議会（東松山市長が会長を務める。）が、令和５年７月２８日までに、さいたま地方法務局長宛に「部落探訪」の削除要請を６回にわたり行った（甲４７、４８）。秩父郡市同和対策推進協議会（秩父市長が会長を務める。）が、令和４年１１月１日までに、さいたま地方法務局長宛に「部落探訪」の削除要請を６回にわたり行った（甲４９、５０）。

ウ　東京法務局長は、被告に対し、令和７年７月１０日付けで、「インターネット上における識別情報の摘示による人権侵犯事件について（説示）」と題する文書を発した。当該文書には、被告が、平成２７年１２月頃から

「示現舎」ウェブサイト上において、特定の地域が同和地区である、又はあったと摘示する記事を掲載したとして、それらを摘示することは個人のプライバシー等を侵害するおそれが高いものであり、人権擁護上許容し得ないとして、その不当性を認識し、当該記事を削除した上で、今後、二度と同様の行為を行うことのないよう説示すると記載された（甲８１）。

(5) 本件訴えに係る原告解同埼玉県連の動向

ア　原告解同埼玉県連は、部落解放同盟埼玉県連合会規約を制定しており、最新の施行日は、平成１５年３月２９日である（甲２１・第３３条）。

イ　原告解同埼玉県連は、県連大会を最高決議機関としており（甲２１・第８条）、県委員会は、県連大会に次ぐ決議機関である（甲２１・第１２条）。県連大会は、各機関の報告を確認し、当面の重要な問題を審議決定するとともに、役員及び委員を選出する機関であるところ（甲２１・第１１条）、代議員等により構成され（甲２１・第８条）、代議員の２分の１以上の出席により成立し、議事は出席代議員数の過半数をもって決めるとされる（甲２１・第１０条）。県委員会は、運動方針に基づく各種闘争方針及び戦術等を討議し決定する機関であるところ（甲２１・第１４条）、本部役員、執行委員、県委員をもって構成し、構成員の２分の１以上の出席で成立し（甲２１・第１３条）、その議決は、出席者の過半数を必要とする（甲２１・第１５条）。

ウ　原告解同埼玉県連は、令和５年９月２日の第３回県委員会の審議事項として、「鳥取ループ・示現舎『部落探訪』削除の裁判闘争について」という議案を挙げた。同議案の提案趣旨には、部落差別を助長・拡散する「部落探訪」の削除に向けて訴えを提起することが記載された。（甲６８）

エ　原告解同埼玉県連は、令和５年１２月２日開催の第４回県委員会の協議事項として、「『部落探訪』削除裁判報告集会（支援する会結成集会）について」という議案を挙げた。同議案の提案趣旨には、個人原告以外に、

「部落探訪」削除の要請を行っていることを理由に、原告解同埼玉県連が代理で原告となることが記載された。（甲６９）

オ　本件訴えは、令和５年１２月６日に提起された。

(6)　本件訴え提起後の被告による記事公開

ア　本件記事２１から２８までの記事の公開

被告は、本件訴え提起後にも、令和６年４月３日から同年７月３日にかけて、「曲輪クエスト」というカテゴリーの名称で、埼玉県内の地域を対象とした８つの記事を掲載した（本件記事２１から２８まで）（甲５７から６４まで）。

イ　令和７年８月２７日までに公開された追加記事

さらに、被告は、令和７年８月２７日までに、「曲輪クエスト」というカテゴリーの名称で、埼玉県内の地域を対象として少なくとも２つの記事を掲載した（甲７９から８１まで）。

(7)　過去の被差別部落に関する研究等

ア　国立国会図書館デジタルコレクションの検索画面で本件記事１が対象とする地域名や部落を入力して検索すると、令和６年２月時点で、４件の検索結果が表示された。このうち、２件は、昭和５１年６月及び７月の解放出版社発行の雑誌『部落解放』第８７号及び第８９号であり、１件は、高杉晋吾著『部落差別と冤罪』（昭和５２年、三一書房）である。（乙４から７まで、１３）

イ　菊池山哉著『長吏と特殊部落』（昭和２２年、多麻史談会）には、埼玉県内の被差別部落を踏査した結果が記載されており、中村拡三著『解放教育教科書１　部落の歴史と現状』（昭和５２年、明治図書出版）には、本件記事１が対象とする地域に被差別部落があるとの記載がある（乙１２、２２）。

ウ　丸山友岐子編『もう差別はないという人々に●大宮市における部落差別

を考える』（昭和４９年、部落解放同盟埼玉県連合会大宮支部）及び小林初枝著『こんな差別が』（昭和５５年、筑摩書房）は、埼玉県内の部落について地名とともに言及したものであり、現在でも古書店等で入手可能である（乙２９、３０）。

エ　平成２年には、大阪市立大学同和問題研究会が論文「埼玉県山梨県新潟県での現地研修記」を発行しており、令和６年時点で、インターネットで検索可能である（乙８）。

２　争点１（本件訴えの原告適格及び訴えの利益の有無）について

⑴　被告は、本件訴えについて原告らに原告適格がないと主張する。しかしながら、原告らの各請求（損害賠償請求及び差止請求）に係る訴えは、その内容に照らし、いずれも現在の給付の訴えであるところ、給付の訴えにおいては、自らがその給付を請求する権利を有すると主張する者に原告適格があるというべきであり（最判平成２３年２月１５日集民２３６号４５頁）、権利義務の存否は本案請求の当否に係る事柄であるというべきである。原告らに本件訴えについての原告適格は認められる。

この点に関する被告の主張は認められない。

⑵　また、被告は、原告らの各請求について、本件ウェブサイトへの本件各記事の掲載により被害を受けたことが証明されていないなどの理由により、訴えの利益を有しないと主張する。しかし、原告らの各請求は、原告らが給付義務を負うと主張する被告に対しその給付を求めるものであり、現在の給付を求める訴えであるから、原告らは、原則として給付判決を求める正当な利益を有する。被告の主張する事情は、本案請求の当否に係る事柄であって、例外的に訴えの利益を否定すべき事由には当たらない。原告らには本件訴えについて訴えの利益が認められる。

この点に関する被告の主張は認められない。

３　争点２（原告解同埼玉県連は県下全域の被差別部落住民を被担当者とする任

意的訴訟担当者であるか）について

⑴　原告らは、原告解同埼玉県連は、本件掲載地域住民らを被担当者とする任意的訴訟担当者であると主張する。任意的訴訟担当については、弁護士代理の原則（民事訴訟法５４条１項本文）及び訴訟信託の禁止（信託法１０条）の趣旨に照らし、一般に無制限にこれを許容することはできないが、当該訴訟担当がこのような制限を回避、潜脱するおそれがなく、かつ、これを認める合理的必要がある場合には許容するに妨げないと解するべきである（最判昭和４５年１１月１１日民集２４巻１２号１８５４頁参照）。なお、権利主体からの授権を前提としない第三者の当事者適格は認められないと解するべきである（最判昭和６０年１２月２０日集民１４６号３３９頁参照）。

⑵ア　部落民衆の解放等を目的に掲げて活動する団体は、埼玉県内において複数存在するとみられる（乙８・４枚目、乙１９、弁論の全趣旨）。原告らが主張する原告解同埼玉県連を訴訟担当者とする場合の本件各請求の実体法上の権利義務の主体は、本件掲載地域住民らのうち、原告解同埼玉県連に属する会員ら（以下「本件会員ら」という。）であると合理的に考えられるところ、それらの者の意思に基づく訴訟追行の授権が認められるかを検討する。認定事実⑸アによれば、原告解同埼玉県連の目的制定時は遅くとも平成１５年３月２９日であり、その当時、原告解同埼玉県連の意思決定機関において、被差別部落に関する情報がウェブサイト上に掲載された場合に、被告に対してその削除等を求めて訴訟を提起することは前提となっていないことから、原告解同埼玉県連の目的に鑑みて、その構成員から黙示の訴訟追行の授権があったとはいえない。また、認定事実⑸イ及びウによれば、原告解同埼玉県連が代理で原告となることが議案となっているにすぎず、原告解同埼玉県連の構成員がこれを承認したことまでは認定できないから、明示の授権があったと認めることもできない。

そうすると、本件において、原告解同埼玉県連を任意的訴訟担当者とす

ることが、弁護士代理の原則などの制限を回避、潜脱するおそれがないとまでは認め難い。

イ　認定事実(2)イによれば、被告が、東京訴訟の際に、被告が管理運営するウェブサイト上に閲覧制限決定の効力が及ぶものを含む主張書面や書証を公開したことが認められ、このことは、本件会員らを含む本件掲載地域住民らが個人で訴訟を提起することをためらわせることにつながりかねず、任意的訴訟担当を認める合理的必要性を肯定する事情であるといえる。しかし、申立人の住所、氏名等の秘匿の申立制度（当事者識別情報秘匿制度。民事訴訟法１３３条以下）が整備・施行されたことにより、実体法上の権利義務の主体である本件会員らを含む本件掲載地域住民らが住所、居所その他通常所在する場所及び氏名その他当該者を特定するに足りる事項を被告に知られることなく訴えを提起することが可能となったのであるから、本件会員らを含む本件掲載地域住民ら個人が訴訟当事者となることで受ける不利益が大きいとする原告らの主張はあたらないというべきである。

そうすると、原告解同埼玉県連について任意的訴訟担当を認める合理的必要がある場合に該当するとはいえない。

(3)　以上によれば、原告解同埼玉県連が、本件会員らを被担当者とする任意的訴訟担当者として許容されるとはいえない。原告解同埼玉県連の主張は採用できない。

4　争点３（個人原告の差別されない権利又は差別を受けずに平穏に生きる利益が侵害されたか）について

(1)　憲法１３条は、すべて国民は個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求に対する権利を有することを、憲法１４条１項は、すべて国民は法の下に平等であることをそれぞれ定めており、その趣旨等に鑑みると、人は誰しも、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有するのであって、これは法的に保護された

利益であるというべきである。

本来、人の人格的価値は、その生まれた場所や居住している場所等によって左右されるべきではないにもかかわらず、部落差別は、被差別部落とされる地域の出身等であるという理由だけで人に不当な扱いをするものであるから、これが上記の人格的な利益を侵害することは明らかといえる。被差別部落とされる地域の出身等であること及びこのことを推知させる情報が公表され、一般に流通することは、実際に不当な扱いを受けることに至らなくても、これに対する不安感を抱き、ときにそれに怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なくされることにより平穏な生活を侵害されることになると解するべきである。被差別部落に関連することで不当な扱いを受けるおそれがあるのは、現に被差別部落とされる地域の出身である場合に限定されず、偏見を呼び起こす程度に当該地域と関連性がある場合も含むのであり、具体的には、被差別部落とされる地域に居住することを含むと解するべきである。

(2) 別紙２個人原告に関する判断中「２」記載のとおり、本件記事１は、個人原告が被差別部落とされる地域である上中条に居住すること及びこれを推知させる情報を含むといえるから、本件記事１の掲載により、個人原告の不当な差別を受けることなく平穏な生活を送ることができる人格的な利益が侵害されたといえる。

なお、個人原告は、差別を受けない権利の侵害についても主張するが、かかる権利の内実が明らかとはいえず、個人原告が本件で主張する趣旨は、上記の人格的な利益侵害をもって対応することで足りるとみるべきである。

5 争点４（個人原告のプライバシーが侵害されたか）について

(1) 個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益は、法的保護の対象になるというべきである（最決平成２９年１月３１日民集７１巻１号６３頁参照）。そして、ある事実がプライバシーに属する事実であるか否かは、私生活上の事実又はそれらしく受け取られるおそれのある事柄である

こと（私事性）、一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合、公開を欲しないであろうと認められる事柄であること（秘匿性）、一般の人々に未だ知られていない事柄であること（非公知性）に基づいて判断するのが相当である。

(2) 別紙２個人原告に関する判断中「３」記載のとおり、本件記事１は、個人原告のプライバシーに属する事実を含むといえるから、被告が本件記事１を掲載したことにより、個人原告のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益が侵害されたといえる。

(3) したがって、被告による本件記事１の掲載により、個人原告のプライバシーが侵害されたといえる。

6 争点５（原告解同埼玉県連の差別されない権利又は円滑な業務遂行権が侵害されたか）について

(1) 原告解同埼玉県連の差別されない権利の侵害について

原告解同埼玉県連は、原告解同埼玉県連の差別されない権利が侵害されたと主張するが、差別されない権利の内実は判然としないから（前記４(2)参照）、かかる主張は採用できない。

(2) 原告解同埼玉県連の円滑な業務遂行権の侵害について

ア 直接的な業務遂行権の侵害について

（ア）原告解同埼玉県連は、本件各記事の公開は、被差別部落及び被差別部落に関連する人々に対する差別的な偏見及び評価を助長するものであって、原告解同埼玉県連が、被差別部落に対する差別撤廃のために企業及び行政に対して働きかけを行うなどして取り組んできたことを水泡に帰すものであるから、その円滑な業務遂行権を侵害すると主張する。

（イ）しかしながら、原告解同埼玉県連は、前提事実(1)アのとおり、部落差別撤廃を目的とする権利能力なき社団であるところ、被告の行為は、原告解同埼玉県連の本来予定された活動の契機となるものであって、原告

解同埼玉県連がこれに対処することは、まさに業務そのものといえるため、本来予定された活動を著しく害するものとは認められない。

原告解同埼玉県連は、その立場を支える判例として、平成２６年最判を挙げる。その該当箇所は、①特定の条例の解釈及びあてはめの部分であり、かつ、②あくまで自治体がその名義で作成した資料で、事業のために同和対策地域総合センター（以下「地域センター」という。）が設置されている各地区と同和地区との間に一定の位置的な関連性があるとの認識の下に作成されたことや各地域センターの名称や所在地等とともに各地区の居住者等の具体的な状況の詳細を網羅的かつ一覧的に掲記したことが容易に看取できる資料が公開されると、当該事業の遂行に支障があることを判断したものである。本件各記事は被告が作成したものであり、原告解同埼玉県連の認識や事業のために収集した情報が公になるものではないため、本件は前記判例とは事案を異にする。また、被告作成の本件各記事が被差別部落及び本件掲載地域住民らに対する差別を助長するものであると仮定して、その影響が原告解同埼玉県連の取組みに波及することがあり得るとしても、やはり原告解同埼玉県連の活動に契機を与えるものにすぎないから、原告解同埼玉県連の事業の遂行に支障があるということはできない。

（ウ）したがって、本件各記事の公開が、原告解同埼玉県連の業務遂行権を直接に侵害するものであるとは認められない。

イ　原告解同埼玉県連の会員の人格権の侵害を内包する業務上の権利の侵害について

（ア）原告解同埼玉県連は、本件各記事の公開は、被告が部落差別を助長する目的をもって行ったものであり、本件掲載地域住民らの人格権を侵害するものといえ、それらの人格権を内包する原告解同埼玉県連の業務上の権利が侵害されると主張し、主張を支えるものとして、平成２０年東

京高決を挙げる。

（イ）同決定において、法人が平穏に業務を遂行できることは、当該法人の財産権やその業務に従事する者の人格権をも包含する総体として法的保護に値する利益に当たるとされているのは、法人の業務が資産及び従業員の労働行為から成ること及び法人には被用者である従業員の受忍限度を超える困惑、不快を生じる事態にさらされないよう配慮する義務があることを前提としていると考えられる。原告解同埼玉県連については、その活動について会員との間で労使関係にないことはもちろんのこと、原告解同埼玉県連が会員に対する差別撤廃のために行う活動に会員が携わることがあるとしても、会員の人格権が侵害されないように取り組むことは、原告解同埼玉県連が掲げる目的（前提事実(1)ア）に沿った本来的業務に基づく活動であって、同決定とは前提を異にするから、これをもってその会員の人格権を内包する業務上の権利が侵害されるとはいえない。

（ウ）したがって、この点に関する原告解同埼玉県連の主張には理由がない。

7　争点６（不法行為の成否）について

(1)　プライバシー侵害を理由とする不法行為上の違法性について

ア　プライバシー侵害を理由とする不法行為上の違法性は、当該事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越するかどうかにより判断すべきである（最判平成１５年３月１４日民集５７巻３号２２９頁）。

イ　個人原告が別紙２個人原告に関する判断中「１」記載の事実を公表されない利益は、インターネットの発達に伴いその検索の容易性が飛躍的に高まっていることにも鑑みてプライバシーの侵害の程度が大きいといえること、認定事実(1)及び(4)アのとおり、生じ得る差別は人為的政策的な創り出された差別であるにもかかわらず身分制廃止から１００年以上経過しても

絶えることがなく根深いことに照らして、保護の必要性が高いといえる。一方で、当該事実を公表する積極的な理由は見出し難い。

被告は、本件各記事の公開は、学問の自由の保障に服すると主張し、過去の研究例を挙げる。認定事実(7)アからエまでのとおり、本件記事１の対象地域を具体的に挙げた記載を含む書籍等が存在するものの、これらの書籍等はいずれも昭和２２年頃から平成２年頃までに出版・発行されたものであって、いずれも古く、これらの書籍等が存在するからといって、個別具体的な地名を挙げて研究する必要性を積極的に肯定できるものでもない。また、被告の行為がこれらの書籍等の系譜に位置づけられるか否かはともかく、必ずしも特定の地名及び当該地域の写真をインターネット上の記事として掲載しなければ達成できない研究があるとはいい難い。

また、被告は、その研究対象は集団であるから、個人の権利利益を侵害しない旨主張するが、別紙３本件各記事に関する認定のとおり、本件記事１には、表札、墓石、石碑等の個人名を特定できる写真や解説文が多分に含まれるうえ、写真については被写体を拡大したものまで含まれるのであるから、集団が研究対象であるとまで認めることはできない。

さらに被告は、国立国会図書館デジタルコレクションの拡充やいわゆるＡＩの発達により、被告の行為がなくとも、被差別部落の情報にたどりつくことができるため、被告の行為が差別を助長するものではない旨を主張する。認定事実(7)アのとおり、国立国会図書館デジタルコレクションの検索により過去の被差別部落に関する書籍が検索可能であると認められる。また、現代社会における技術開発の進み方に照らせば、ＡＩの検索結果に被差別部落に関する情報が登場することは容易に認められる。そうであるとしても、被告の行為は、あえて新しい情報を可視化して公開し続けるものといえるうえ、インターネットには検索の容易性があることや、本件記事１には写真も含まれることから文字だけの場合と比しても更に容易に情

報を複合し得ることを踏まえれば、被告の行為は、差別意識につながるような新たな手がかりを作り出す行為であるといえる。そして、被告が挙げる書籍の検索やＡＩによる検索は、条件の入力行為を必須とする以上、被差別部落に何らかの関心がある者が行うことが前提となるものであるといえるところ、被告の公開した本件記事１は、それらの者に更に新たな手がかりを与えるものであって、国立国会図書館デジタルコレクションの拡充やＡＩの発達を前提にしてもなお、差別意識を増幅させ、差別行為を助長するものである。

加えて、被告は、認定事実(2)ウ及びエ並びに認定事実(3)によれば、本件各記事のような同和地区に関する記事を公表することに強い興味関心を有していることが窺われるほか、認定事実(2)ア、エ及びオによれば、その媒体や名称といった手法を転々とさせて同様の行為を繰り返しており、認定事実(4)ウ及び(6)のとおり、東京法務局長の書面による説示を受けてもなお継続して本件各記事を公開している。これらによれば、被告は、少なくとも本件各記事の公表が被差別部落及び被差別部落に関連する人々に対する差別意識を増幅又は助長し得ることを認識して記事を公表しているものであり、差別意識を煽る目的をもってした行為であると認められる。よって、その行為の悪質性も高いというべきである。

ウ　以上によれば、本件記事１に含まれる事実を公表されない法的利益はそれ自体強い保護を必要とするものであることに加え、被告の行為の悪質性も認められる一方、上記事実を公表する理由は積極的には見出し難く、学問・研究の自由の範疇に含ましめるべきものではないから、被告の行為には、不法行為上の違法性が認められる。

(2)　不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益侵害を理由とする不法行為上の違法性について

ア　不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益侵害を理由とする不法行為上の違法性については、社会通念上受忍すべき限度を超えた精神的苦痛が生じたか否かにより判断すべきである（最判平成元年１２月２１日民集４３巻１２号２２５２頁参照）。

イ　個人原告について、別紙２個人原告に関する判断中「１」記載の事実が公表され、個人原告の自宅の所在地や自宅の外観に関する情報が一般に流通することは、実際に不当な扱いを受けることに至らなくても、これに対する不安感を抱き、ときにそれに怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なくされることにより平穏な生活を侵害されることになるのであって、これを受忍すべき理由はない以上、被告の行為には、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益侵害を理由とする不法行為上の違法性が認められる。

⑶　以上によれば、被告の行為は不法行為を構成するというべきである。

８　争点７（損害の有無及び額）について

⑴　個人原告には、前記７のとおり、違法な被告の行為により、精神的苦痛に応じた損害が生じているうえ、本件記事１の公表は、被告が差別意識を煽る目的をもってした行為であり非常に悪質である。そして、本件記事１は、本件ウェブサイトに掲載されているところ、インターネット上に掲載された情報は、削除したとしても半永久的に残るものであること、時々刻々と情報を取り込み学習するＡＩの発達に伴い、断続的な侵害を回復することは難易度を増しており、個人原告にまさに不可逆的な損害を生じさせることをも考慮すると、その侵害の程度は深刻である。

以上を総合して、個人原告に生じた精神的損害を金銭評価すると、１０万円が相当である。

⑵　また、上記慰謝料額等に照らし、弁護士費用１万円を、被告の行為と相当

因果関係のある損害と認める。

9　争点8（削除及び公表の禁止請求権の存否）について

⑴　人格的価値を侵害された者は、人格権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止め（削除及び公表の禁止）を求めることができるものと解するのが相当である。

プライバシー侵害に基づく削除請求及び公表の禁止請求については、前記7⑴アの基準により判断すべきである。不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益侵害に基づく削除請求及び公表の禁止請求については、前記7⑵アの基準により判断すべきである。

⑵　前記7のとおり、本件記事1の公開には、不法行為上の違法性が認められるから、プライバシー侵害又は不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益侵害に基づく削除及び公表の禁止が認められると考えられる。

⑶　被告は、本件記事1の投稿は、学問の自由の保障を受ける旨主張するが、前記7のとおり、かかる投稿をすることの理由は積極的には見出し難く、学問の自由の範疇に含ましめるべきものではない。被告の主張は採用できない。

10　争点9（削除・公表の禁止の範囲）について

⑴　人格権に基づく削除請求権及び公表の禁止請求権による削除及び公表の禁止の範囲は、人格権に基づく請求である以上、原則として、人格権を侵害する表現行為に対応する表現の範囲に限定されると解するべきである。

⑵　個人原告は、個人原告のプライバシー又は人格的利益を侵害する本件記事1のみならず、本件各記事全体が削除及び公表の禁止の対象となる旨を主張する。

ア　証拠（甲1から20まで、28、29、57から64まで）及び弁論の

全趣旨によれば、以下の各事実が認められる。

本件ウェブサイトにおいて被告が掲載する各記事の閲覧方法は、本件ウェブサイトにある同一のカテゴリー内の記事一覧（以下「本件記事一覧」という。）に、タイトル及び１枚のサムネイル画像で構成された記事カードが多数列挙されており、各記事カードをクリック又はタップする（選択する）と各記事に到達する仕組みとなっていた。各記事カードには、掲載時期により、「部落探訪」、「人権探訪」、「曲輪クエスト」とその名称は変更されるものの、いずれかの名称に続いて（1）から始まる通し番号が付せられ（少なくとも（３４１）まで存在する。）、その後ろに、市区町村名及び地域名が表記されたタイトル（市町村名の前に都道府県名も記載されたタイトルが多い。）が付けられていた。これらのタイトルの中には、「ここにも『同和のドン』が！？」（人権探訪・特別編（１９２））や「穢多人別帳が発見される」（人権探訪（１８９）。本件記事６）のように、一見して同和地区に関する記載を含む記事であることが明らかとなる追記がされたものもあった。加えて、サムネイル画像としては、住宅、神社、鳥居、墓地、集会所、石碑、動物、街宣車、廃車や廃屋等が撮影されていた。

これらによれば、本件記事一覧には、記事カードの形式で、多数の同和地区の所在地が全国規模で網羅的に列挙されていたと認められる。

イ　インターネットには、情報の高度の流通性、拡散性、永続性のほか、投稿やアクセスの容易性といった特性が認められる。こうしたインターネットの特性に鑑みれば、本件各記事の１つの記事を閲覧することを出発点として関連記事を探索することは可能かつ容易である。いずれか１つの記事を閲覧すると考えられる者は、被差別部落に関心を有する者であると考えられるところ、本件記事一覧に掲載された他の記事をも探索することが否定できない。上記ア認定のとおり、本件各記事は、各別のウェブサイトに掲載されているのではなく、同一のウェブサイト上の同一カテゴリー内に

掲載されているという特徴を有していることに加えて、別紙１記事目録記載のとおり、本件各記事には通し番号が付されていることから、本件各記事には一覧性があるといえる。これらのことから、本件各記事のうち１つの記事を閲覧した者が、別の記事にたどりつくことは容易に実現可能であるといえる。そのうえ、別紙３本件各記事に関する認定のとおり、本件各記事は写真や動画を伴っており、視覚的な訴求力も大きいばかりか、解説文において、現地を訪ね歩く形を採りつつ、閲覧者の興味を引くことを意図したとみられる感想や意見を記載する等しており、インターネット上の関連付けの影響も相まって、閲覧者が芋づる式に本件各記事を閲覧する誘因も大きいといえる（例えば、本件記事４には、「埼玉県には多数の部落がある。映画を機会に埼玉の部落を観光するのもよいだろう。」とする解説文が付されており（別紙３本件各記事に関する認定４項⑵）、埼玉県内の同和地区の記事を網羅的に閲覧することを勧める記載がある。本件記事１０及び本件記事１３には、いずれも読者からの探訪リクエストがあった旨の解説文の記載があり（同認定１０項⑵、１３項⑵）、各記事を閲覧することについての興味を継続的に抱かせるとみられる記載がある。また、本件記事２８には、「隣の熊谷市の上中条に寄ってきた。」とする解説文が付されており、上記記載に続く熊谷市に関する解説文の記載と併せると（同認定２８項⑺）、閲覧者に対して、タイトルに「上中条」が含まれる本件記事１を確認して閲覧を勧める誘因になっていると認められる。更には、本件各記事には、各タイトルに記載された同和地区に多いとされる名字（姓）を列挙している解説文も少なくなく、このことも、閲覧者が各記事を閲覧する誘因となりやすいといわざるを得ない。）。

そうすると、被差別部落への関心及び検索の動機を持つ者が、本件各記事のいずれかの記事を手がかりとして、本件記事１にたどりつく可能性も否定できない。

さらに、被差別部落に関する問題が、我が国固有の人権問題であるがゆえに、外国法人が運営するウェブサイトなどの媒体上に被差別部落に関する情報を公開しても、その削除には一定の時間を要する状況にあることは否めない。インターネット上に一度公開された情報は半永久的に残り、完全に削除することは不可能に近く、本件記事１にたどりつくことができる状況の下では、個人原告に事後的に回復困難な損害が断続的に発生することは否定し難い。

ウ　そうであるならば、個人原告のプライバシー又は人格的利益の侵害を理由として削除及び公表の禁止が認められる範囲は、その実効性を確保する観点から、本件記事１にとどまることなく、本件記事一覧に列挙された各記事カードのうち、タイトルにおいて埼玉県内の同和地区を対象とするカードの限度で認めるべきである。そこで、本件においては、本件各記事の全てについて認めるのが相当である。

第４　結論

その他、被告は縷々主張するが、被告提出の準備書面に記載された主張に照らし、提出された全証拠を精査しても、以上の認定判断を覆すに足りる事情は見当たらない。

以上によれば、個人原告の請求は、主文第１項から第３項までの限度で理由があるからこの限度で認容し、その余の請求は棄却することとし、原告解同埼玉県連の請求はいずれも棄却することとし、本件各記事の削除及び公表差止めについての仮執行宣言は相当でないから、これを付さないこととして、主文のとおり判決する。

さいたま地方裁判所第２民事部

裁判長裁判官　関根規夫

裁判官　中村暢明

裁判官　中本裕子

（別紙１）

記　　　事　　　目　　　録

１　記事１（甲１）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2019/01/07/buraku-106/

タイトル：人権探訪（１０６）埼玉県熊谷市上中条

投稿日：２０１９年１月７日

２　記事２（甲２）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2016/05/30/buraku-sayama/

タイトル：人権探訪（７）埼玉県狭山市富士見一丁目

投稿日：２０１６年５月３０日

３　記事３（甲３）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2017/10/04/buraku-42/

タイトル：人権探訪（４２）埼玉県加須市志多見林之中“中原”

投稿日：２０１７年１０月４日

４　記事４（甲４）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2019/03/18/buraku-118/

タイトル：人権探訪（１１８）埼玉県川越市小堤・下広谷

投稿日：２０１９年３月１８日

５　記事５（甲５）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2019/12/13/buraku-163/

タイトル：人権探訪（１６３）埼玉県川越市寿町・野田町

投稿日：２０１９年１２月１３日

６　記事６（甲６）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2020/08/21/buraku-189/

タイトル：人権探訪（１８９）埼玉県深谷市山河　穢多人別帳が発見される

投稿日：２０２０年８月２１日

７　記事７（甲７）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2020/08/28/buraku-190/

タイトル：人権探訪（１９０）埼玉県深谷市針ヶ谷

投稿日：２０２０年８月２８日

８　記事８（甲８）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2020/09/02/buraku-191/

タイトル：人権探訪（１９１）埼玉県深谷市本郷

投稿日：２０２０年９月２日

９　記事９（甲９）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2021/08/04/buraku-234/

タイトル：人権探訪（２３４）埼玉県　白岡市　上野田山中

投稿日：２０２１年８月４日

１０　記事１０（甲１０）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2022/09/14/buraku-285/

タイトル：人権探訪（２８５前編）埼玉県　本庄市　児玉町児玉　下町

投稿日：２０２２年９月１４日

１１　記事１１（甲１１）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2022/09/21/buraku-285-2/

タイトル：人権探訪（２８５後編）埼玉県　本庄市　児玉町児玉　下町

投稿日：２０２２年９月２１日

１２　記事１２（甲１２）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2022/09/28/buraku-286/

タイトル：人権探訪（２８６）埼玉県　本庄市　児玉町吉田林

投稿日：２０２２年９月２８日

１３　記事１３（甲１３）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2022/10/05/buraku-287/

タイトル：人権探訪（２８７）埼玉県　本庄市　児玉町下浅見

投稿日：２０２２年１０月５日

１４　記事１４（甲１４）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2022/11/30/buraku-293/

タイトル：人権探訪（２９３）埼玉県　狭山市　柏原　下宿

投稿日：２０２２年１１月３０日

１５　記事１５（甲１５）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2022/12/14/buraku-294/

タイトル：人権探訪（２９４）埼玉県　日高市　女影　北口

投稿日：２０２２年１２月１４日

１６　記事１６（甲１６）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2022/12/21/buraku-295/

タイトル：人権探訪（２９５）埼玉県　坂戸市　中小坂

投稿日：２０２２年１２月２１日

１７　記事１７（甲１７）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2023/01/10/buraku-296/

タイトル：人権探訪（２９６）埼玉県　鶴ヶ島市　上広谷

投稿日：２０２３年１月１０日

１８　記事１８（甲１８）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2023/03/22/buraku-306/

タイトル：人権探訪（３０６）埼玉県　入間市　宮寺　二本木

投稿日：２０２３年３月２２日

１９　記事１９（甲１９）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2023/06/21/buraku-319/

タイトル：人権探訪（３１９）埼玉県　志木市　幸町４丁目

投稿日：２０２３年６月２１日

２０　記事２０（甲２０）

ＵＲＬ：https://jigensha.info/2023/10/04/jinken-333/

タイトル：人権探訪（３３３）埼玉県　川口市　前野宿

投稿日：２０２３年１０月４日

２１　記事２１（甲５７）

ＵＲＬ：https://newschallenger.com/news/40SROstv5WE

タイトル：曲輪クエスト（３５７）上尾市　原市・瓦葺

投稿日：２０２４年４月３日

２２　記事２２（甲５８）

ＵＲＬ：https://newschallenger.com/news/66WZBH41BSQ

タイトル：曲輪クエスト（３５８）上尾市　畔吉・小敷谷

投稿日：２０２４年４月１０日

２３　記事２３（甲５９）

ＵＲＬ：https://newschallenger.com/news/pabfKAJVEoA

タイトル：曲輪クエスト（３５９）北葛飾郡　杉戸町　堤根　下本村

投稿日：２０２４年４月２４日

２４　記事２４（甲６０）

ＵＲＬ：https://newschallenger.com/news/387NiN5wHxY

タイトル：曲輪クエスト（３６０）幸手市　南３丁目、２丁目

投稿日：２０２４年５月８日

２５　記事２５（甲６１）

ＵＲＬ：http://newschallenger.com/news/rgi5aBqFTrY

タイトル：曲輪クエスト（３６１）久喜市　野久喜

投稿日：２０２４年５月１５日

２６　記事２６（甲６２）

ＵＲＬ：https://newschallenger.com/news/hpge8tbErcA

タイトル：曲輪クエスト（３６２）久喜市　菖蒲町菖蒲

投稿日：２０２４年５月２２日

２７　記事２７（甲６３）

ＵＲＬ：https://newschallenger.com/news/c5EWag9wrh4

タイトル：曲輪クエスト（３６３）加須市　芋茎

投稿日：２０２４年５月２９日

２８　記事２８（甲６４）

ＵＲＬ：https://newschallenger.com/news/-MCSmC63Zvo

タイトル：曲輪クエスト（３６８）行田市　南河原

投稿日：２０２４年７月３日

以上

（別紙２）

個　人　原　告　に　関　す　る　判　断

１　認定事実

個人原告は、新潟県出身で、３２歳の頃から本件記事１が対象とする地域に居住して部落解放運動に参加し、平成７年から部落解放同盟中条支部長を務めている。

個人原告の現在の住所地は、本件記事１が対象とする地域であり、本件記事１に掲載された５枚の写真には、それぞれ異なる角度から個人原告の自宅が写り込んでいる。（甲１、７７）

２　本件記事１は個人原告が被差別部落とされる地域の出身等であること及びこれを推知させる情報を含むといえるかについて

⑴　部落差別は、政策的に画された土地と人とを結び付けた差別であり、特定の土地との関連を主因とする偏見に基づく差別であるところ、被差別部落に関連することで不当な扱いを受けるおそれがあるのは、現に被差別部落とされる地域の出身である場合に限定されず、偏見を呼び起こす程度に当該地域と関連性がある場合も含むのであり、具体的には、被差別部落とされる地域に居住することを含むと解するべきである。

⑵　本件記事１は、埼玉県熊谷市上中条という土地を対象とした記事であり、本件記事１の閲覧者には、個人原告の住所を知る者が含まれる可能性を否定できない。本件記事１には、別紙３本件各記事に関する認定１⑵のとおり、「熊谷市の中でも代表的な部落と言われるのは上中条。」という記載が認められる。被告は、被差別部落だとは明言していない旨を主張するが、ここでいう部落とは、一般的な読み方をすれば、いわゆる被差別部落とされる地域と解される。そうすると、個人原告の住所を正確に知っている者でなくとも、上中条までの地名を知っている者やおよそ上中条近辺であることを知っている者であれば、既存の情報に本件記事１の閲覧により得た情報を組み合わせることにより、個

人原告が被差別部落とされる上中条に居住していることが判明するか又は少なくとも推知することが可能になる。

また、前記1のとおり本件記事1には写真が添付され、様々な角度から個人原告の自宅が写り込んでいるところ、本件記事1の閲覧者の中には、個人原告の自宅外観を知っている者が含まれる可能性を否定できない。本件記事1には、別紙3本件各記事に関する認定1(2)のとおり、「熊谷市の中でも代表的な部落と言われるのは上中条。」という記載が認められる。ここでいう部落とは、一般的な読み方をすれば、いわゆる被差別部落とされる地域と解される。そうすると、個人原告の自宅外観を知っている者であれば、本件記事1の写真に写り込んだ複数の角度から見た個人原告の自宅外観の様子から、部落に存在する当該建物が個人原告の自宅であることを知り又は推知することができ、既存の情報に本件記事1の閲覧により得た情報を組み合わせることにより、個人原告が被差別部落とされる上中条に居住していることが判明するか又は少なくとも推知することが可能になる。

(3) 以上のとおり、本件記事1は、個人原告が被差別部落とされる地域である上中条に居住すること及びこれを推知させる情報を含むといえるから、本件記事1は個人原告が被差別部落とされる地域の出身等であること及びこれを推知させる情報を含むといえる。

3 本件記事1は個人原告のプライバシーに属する事実を含むといえるかについて

(1) 前記1のとおり、本件記事1には、個人原告の自宅が様々な角度から写り込んでおり、前記2のとおり、本件記事1の記載からして、本件記事1は個人原告が被差別部落とされる地域に居住することを示す又それを推知させるものである。

(2) 部落差別は、政策的に画された土地と人とを結び付けた差別であり、特定の土地との関連を主因とする偏見に基づく差別であるから、その土地に居住していることは、まさに差別意識を呼び起こす事実である。個人原告が被差別部落

とされる地域に居住することは、私生活上の事実又はそれらしく受け取られるおそれのある事柄であるだけでなく、一般に、差別意識を呼び起こすものであるからこそ公開を欲しないであろうと認められ、一般の人々に未だ知られていない事柄であるといえる。そうすると、個人原告が被差別部落とされる地域に居住することは、個人原告のプライバシーに属する事実であるといえる。

なお、認定事実(7)のとおり、本件記事1が対象とする埼玉県熊谷市上中条について記載のある文献等は存在するものの、これによって個人原告が被差別部落とされる地域に居住することが一般の人々に知られているとまではいい難いから、このことをもって前記認定を覆すに足る事情であるということはできない。

(3) 以上のとおり、本件記事1は、個人原告のプライバシーに属する事実を含むといえる。

以上

（別紙３）

本件各記事に関する認定

1　記事１（甲１）

⑴　記事１は、本件訴え提起時においては、別紙１記事目録１項記載の表題（タイトル）が記載されて地域が摘示されるとともに、写真２０枚及び解説文が掲載されている。タグには、「同和」が含まれている。（以下では、甲１に掲載された写真（動画のサムネイル写真も含む。）につき、掲載順に「写真①」などと表記する。別紙３における記事２以下についても、同様の表記とする。）

⑵　写真①から④まで及び写真⑫には、個人原告の自宅が写り込んでおり、その撮影角度は写真により異なるところ、「熊谷市の中でも代表的な部落と言われるのは上中条。」、「明らかにここは農村型の部落で」という解説文が付されている。

⑶　写真⑦は、この土地に廃棄物を捨てるなと記載された看板が立てられた土地の写真であり、「やはり贔屓目に見てもこの辺りには不法投棄されている場所が多い気がする。」という解説文が付されている。

⑷　写真⑩には、工場ようの建物が写り込んでおり、「この部落では自動車や機械類のスクラップ業者が多い。」という解説文が付されている。

⑸　写真⑪から⑭までは、墓地の写真であり、「関東では部落の宗派と言えば時宗か日蓮宗と思っていたのだが」という解説文が付されている。

⑹　写真⑯は、集会所の写真であり、「同和対策で作られた集会所がいくつかあるが」、「同和を強調するような掲示物はない。」という解説文が付されている。

⑺　写真⑱から⑳までは、それぞれ住宅及び建物の写真で、「埼玉ではとにかくエセ同和が酷いという。市街化調整区域で開発許可を出させるために、『農村だから自由に家を建てられないのは差別だ』と言って役所に押し掛けて連日『人権啓発活動』をする。それで、行政職員を精神病院送りにしたと武勇伝のよう

に語る者もいるという。」、「『どこそこのどの名字は部落』といったことが囁かれるが、どこまで本当か分からない。それでいて『部落は怖い』と刷り込まれている。ゴネた者勝ちの状態である。」、「さきほどの不法投棄にしても『俺たちに逆らったらここに埋めるぞ、あるいはここには行政の権力は及ばないんだぞ、という目印でしょう』と語る。無論、そんなことはないと思うが、少なくとも熊谷市の行政関係者にはそういった類の意識があるようだ。」という解説文が付されている。

2　記事2（甲2）

⑴　記事2は、本件訴え提起時においては、別紙1記事目録2項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真19枚及び解説文が掲載されている。タグには、「同和」が含まれている。

⑵　写真①は、狭山再審闘争勝利現地事務所の写真であり、「1935年当時の部落の世帯数は59世帯。狭山事件関係の書物には『菅原4丁目』という部落の呼称が出てくるが」という解説文が付されている。

⑶　写真⑦には、複数のマンションが写り込んでおり、「この地域に古くから土地を持っていれば、その土地の価値はかなり上がっているはずだ。同和地区の法律上の定義であった『歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域』には、既に当てはまらないと思われる。」という解説文が付されている。

⑷　写真⑮から⑲までは、狭山市立富士見集会所の外観又は内観の写真であり、「狭山市のウェブサイトによれば、『同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解消をはかり、明るい地域社会の創造をめざすことを目的に設置された施設』とされる」、「実際は普通の公民館と同じく、地元のサークル活動等に使われているようで『同和』や『部落』に関するものは一見すると見当たらない。」との解説文が付されている。写真⑲は、同和教育関係図書と記載のあるシールが貼付された本棚の写真であり、「それでも探してみると、廊下の脇に

ひっそりと写真の物件が置かれていた。」という解説文が付されている。

3　記事３（甲３）

⑴　記事３は、本件訴え提起時においては、別紙１記事目録３項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真２４枚及び解説文が掲載されている。タグには、「同和」が含まれている。

⑵　記事の冒頭には、「加須市は非常に同和と因縁の深い自治体として一部の業界では有名である。」、「加須市の同和地区は１９６２年に同和地区精密調査の対象となったため、以下の詳細な資料が残されている。」との解説文が付されており、「同和地区精密調査報告書（昭和３７年及び昭和３８年）埼玉県北埼玉郡騎西田ケ谷・中原地区」のリンクが貼付されている。

⑶　写真④及び⑤には、それぞれ住宅の表札が写り込んでおり、「同和地区精密調査報告書によれば、中原の世帯数は３３で主な姓は、さきほどの食堂の名前と同じ『山崎』であるという。」という解説文が付されている。

⑷　写真⑩から⑭までには、それぞれ住宅が写り込んでおり、「奥に進むと、同和地区に見られるニコイチ群が現れた。同和事業の初期作られた形式のもので、相当年数が経過しているようで、空き家も見受けられる。」という解説文が付されている。

⑸　写真⑮には、志多見集会所の写真とともに、「これも同和事業で作られたものだという。」という解説文が付されている。

⑹　写真⑯から⑲までは、日枝神社の写真であり、「神社の周囲には松林がある。同和地区精密調査報告書にある松林の一部かもしれない。」、「同和地区精密調査報告書には、昭和初期に『平長』という地区から川島姓が流入したとある。確かに、部落には川島建築をはじめ、川島という家がいくつかある。」という解説文が付されている。

⑺　写真㉒及び㉓は、それぞれ白山神社及び八坂神社の記念碑の写真であり、「寄付者の名前を見ると、確かに川島という姓が見られる。ただ、川島姓は加須市

においては平永以外にも多くみられる地区があり、また平永には白山神社があるものの、部落であるという根拠はない。」という解説文が付されている。

4　記事4（甲4）

⑴　記事4は、本件訴え提起時においては、別紙1記事目録4項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真37枚及び動画2本並びに解説文が掲載されている。タグには、「同和」が含まれている。

⑵　タグには「翔んで埼玉」も含まれており、記事の冒頭には、「映画『翔んで埼玉』が大ヒット上映中である。この作品の舞台は埼玉県人が差別される架空の日本だ。」、「そんな埼玉県には多数の部落がある。映画を機会に埼玉の部落を観光するのもよいだろう。今回訪れたのは埼玉県南部の川越市の部落である。」という解説文が付されている。

⑶　写真⑬は、集会所の中を覗いた写真であり、「中を覗くと、人権教育について図解された掲示物があった。これで、この集会所が普通の集会所ではなく、同和施設であることが分かる。」という解説文が付されている。

⑷　写真⑭及び⑮は、墓地の写真であり、「見たところ、時宗の墓だ。ここ以外でも、川越市内の部落では時宗が多い。」という解説文が付されている。

⑸　写真⑯には、住宅の表札が写り込んでおり、「近くで働く人に白山神社について聞いてみると、部落ですかと聞いたわけでもないのに『ここは部落だから』と言われた。少し年配の人はよく知っていることで『部落だから同じ名字が多い』というようなことが言われているそうである。」、「確かにさきほどの墓地も現地の表札も『宮根』『三吉』が多い。」という解説文が付されている。

⑹　写真㉒及び㉖には、それぞれ道路及び複数の住宅が写り込んでおり、「さて、実は小堤には隣接する部落があり」、「昔の航空写真で見ると田畑の中に家が分散しており、とても部落には見えない。」という解説文がそれぞれ付されている。

⑺　写真㉘及び㉙は、建物の外観の写真であり、写真㉚は建物の中を覗いた写真

である。これらの写真とともに、「公園の横に自治会館と老人憩いの家を兼ねた建物があったが、小堤の集会所とは違って、ここには同和や人権を思わせるものは全く無い。」という解説文が付されている。

(8) 写真㉛及び㉜は、墓地の写真であり、「ここも時宗が多いようだ。『野崎』や『前野』が多く見られる。」という解説文が付されている。

(9) 写真㉟から㊴までには、それぞれ道路及び複数の住宅が写り込んでおり、「はっきり言って、『前野』さんや『野崎』さんの家は豪邸ばかりである。本当に部落であったのか疑問だし、仮にそうであったとしても同和地区指定する意味はなかったものと思われる。」という解説文が付されている。

5 記事5（甲5）

(1) 記事5は、本件訴え提起時においては、別紙1記事目録5項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真25枚及び動画1本並びに解説文が掲載されている。タグには、「同和」が含まれている。

(2) 写真②は、部落差別解消推進＃63川越市寿町・野田町の動画サムネイルであり、その直前には、「川越市寿町と野田町は隣り合った部落である。」という解説文が付されている。

(3) 写真③は、神社の写真であり、「この部落がユニークなのは、2つの部落の間に白山神社があることだ。」という解説文が付されている。

(4) 写真④は、複数の住宅及び公園の写真であり、「ここは部落のど真ん中のはずだが、そのようなことを意識させる風景はない。」という解説文が付されている。

(5) 写真⑤は、集会所の写真であり、「ここが寿町一丁目集会所。無論、同和施設ではなく、ただの自治会館である。」という解説文が付されている。

(6) 写真⑧から⑩までは、白山神社の狛犬の写真であり、「狛犬には、岡島、荻原という名字の氏子の名前が刻まれている」という解説文が付されている。

(7) 写真⑭及び⑮は、墓地の写真であり、「墓地も岡島、荻原が多い。」という

解説文が付されている。

⑻　写真⑯から⑲までには、それぞれ道路及び複数の住宅が写り込んでおり、「近くの家の表札も岡島、荻原が多い。」という解説文が付されている。

⑼　写真㉑には、道路及び複数の住宅が写り込んでおり、「こちらは野田町だが、部落には見えない。」という解説文が付されている。

⑽　写真㉕は、川越市掲示板の写真であり、「無論、同和だの人権だのといった掲示物はどこにもない。」という解説文が付されている。

⑾　写真㉖には、道路及び複数の住宅が写り込んでおり、「おそらく、同和事業を行うまでもなく住民が豊かになり、外部から移り住む人も多くて解放されていった部落と考えられる。」という解説文が付されている。

6　記事６（甲６）

⑴　記事６は、本件訴え提起時においては、別紙１記事目録６項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真３５枚及び動画１本並びに解説文が掲載されている。タグには、「同和」が含まれている。

⑵　写真①は、穢多人別帳の表紙の写真であり、「示現舎では、『穢多人別帳』という直球なタイトルの文書を入手した。」、「明治３年当時の記録によれば『穢多』は６戸３５人。戦前の記録では１６戸１０４人の部落があったとされる。」という解説文が付されている。

⑶　写真③から⑦までは、穢多人別帳の内容の写真であり、「すべての内容はこちらからダウンロードできる。」という解説文があり、当該部分にはハイパーリンクが設定されている。また、撮影した穢多人別帳の記載内容の意味について、「今年も人別帳を作ったが、この村の穢多に宗教上の禁制を守っている。もし禁制に背く者がいれば、どのしょうな処罰を加えても構いません」とする解説文が付されている。

⑷　写真⑬から⑯までは、墓地の写真であり、「神岡、三ツ橋、長谷川といった名字が多く、墓地の中で混在している。」という解説文が付されている。

(5) 写真㉔には、建物が写り込んでおり、「神社の境内には、『山河会館』という建物があるが、これは民間の公民館であろう。同和対策で作られた公共の建物に注連縄があるというのは考えにくい。」という解説文が付されている。

(6) 写真㉞及び㉟には、それぞれ複数の住宅が写り込んでおり、「いずれにしても、どこが部落なのか、同和事業が行われたのかといった形式は見られなかった。既に融和したのではないかと考えられる。」という解説文が付されている。

7 記事7（甲7）

(1) 記事7は、本件訴え提起時においては、別紙1記事目録7項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真２１枚及び動画１本並びに解説文が掲載されている。タグには、「同和」が含まれている。

(2) 写真②は、部落差別解消推進＃９０深谷市針ヶ谷の動画サムネイルであり、その直前には、「深谷市針ヶ谷には、戦前には１５戸の部落があったとされる。」という解説文が付されている。

(3) 写真⑥は、霊園の看板の写真であり、「方向を間違えて部落とは無関係な霊園に来てしまった。」という解説文が付されている。

(4) 写真⑧は、墓地の写真であり、「墓は全て『長谷川』姓である。」という解説文が付されている。

(5) 写真⑨から⑬までは、墓地の石碑の写真であり、「『水平運動』『部落解放』『融和』『地方改善』『社会事業』という言葉が出てくる。全国部落調査を作った『中央融和事業協会』の名前もある。」、「裏面には功労者の名前が。中央融和事業協会の会長だった平沼騏一郎を筆頭に、戦前の融和運動や水平社運動で重要な役割を果たした人物が多数刻まれている。」、「功労者が必ずしも部落民だったわけではないが、長谷川が多く、北本という名字も特徴的である。」という解説文が付されている。

(6) 写真⑮には、道路及び複数の住宅が写り込んでおり、「部落内の様子は周辺と変わらず、部落とは分からない。住民に同和事業がされたのかどうか聞いて

みると、よく分からないということだった。」という解説文が付されている。

⑺　写真⑳及び㉑は、植物の写真であり、「まるで部落全体が植物園のようである。」という解説文が付されている。写真㉒には、植物及び住宅が写り込んでおり、「石碑を見た後は、部落を一周して植物を眺めると面白いだろう。まさに、観光地にしてもよい部落である。」という解説文が付されている。

８　記事８（甲８）

⑴　記事８は、本件訴え提起時においては、別紙１記事目録８項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真１４枚及び動画１本並びに解説文が掲載されている。タグには、「同和」が含まれている。

⑵　写真②は、部落差別解消推進＃９１深谷市本郷の動画サムネイルであり、その直前には、「戦前の記録によれば、現在の深谷市本郷に１４戸の部落がある。現在の地図を見ると、そこには市の集会所があり、住宅地図では北本という名字の家がいくつか見られる。針ヶ谷の石碑に北本という名字がいくつかあったことから、筆者はここが部落であると推定した。」という解説文が付されている。

⑶　写真③から⑥までは、建物の写真であり、「建物の様式からすると同和事業最盛期の時期に作られた公共の建物だ。」、「実際、これは深谷市の施設であり、単なる自治会館ではない。そして間違いなく同和対策で作られたものだが、深谷市は２０１２年に同和事業を廃止したために使われていない。」という解説文が付されている。

⑷　写真⑦及び⑧には、それぞれ道路及び複数の建物が写り込んでおり、「集会所の前に直線の道路があり、この道路沿いが部落ないし同和地区に該当したと考えられる。」という解説文が付されている。写真⑩及び⑪には、それぞれ道路及び複数の住宅が写り込んでおり、「見た目は明らかに労働型ではなく農村型の部落。集会所を除けば特に違和感がなく、部落であることは全く分からない。」という解説文が付されている。

⑸　写真⑫及び⑬は、看板の写真であり、「白く塗りつぶされているが、昭和５６年度農林業同●対策事業、本郷共同作業所の文字が読み取れる。『同』と『対策』の間の文字が読めないが、ここに入る文字は『和』しか考えられないだろう。」、「なぜ白く塗られているのか、塗りつぶすくらいなら撤去すればいいと思われるところなど、謎が多い。」、「このような同和事業をやったことを主張するような物件は全国の同和地区に多数あったと考えられるだろう。しかし、その多くは撤去されてしまい、我々が目にできるのは必然的に、このような杜撰な方法で処置されたものに限られるということなのだろう。」という解説文が付されている。

９　記事９（甲９）

⑴　記事９は、本件訴え提起時においては、別紙１記事目録９項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真２８枚及び動画１本並びに解説文が掲載されている。タグには、「同和」が含まれている。

⑵　写真③は、書籍の写真であり、「読者の方から『埼玉県東部の被差別部落のこと　山中の昔といま　くらし･語り』という本があると教えていただいた。」、「白岡市上野田の飛び地の部落のことが書かれていた。ここは融和事業の対象となっていなかったようで、筆者の把握していなかった部落だった。しかし、ある時解放同盟の支部が組織され、詳細な記録が残されていたのである。」という解説文が付されている。

⑶　写真⑤には、複数の住宅が写り込んでおり、「江戸時代初期には穢多４軒と記録され、幕末には１０軒程度になっていたそうだ。そして、１９７１年に『補助を受けられる』として解放同盟支部が結成された時は８軒だった。」という解説文が付されている。

⑷　写真⑨には、道路及び複数の住宅が写り込んでおり、「部落の由来については、落人、非人、皮革業と様々な伝承があるが、弾左衛門配下の長吏小頭であったということが信憑性が高い。」という解説文が付されている。

(5) 写真⑩には、政党の掲示板が写り込んでおり、「しかし、そのような由緒ある部落とは、あの本がなければ分からない。」という解説文が付されている。

(6) 写真⑫は、集会所の写真であり、「白岡市の条例では同和教育のための施設となっているので、教育集会所ということになるのだろう。」という解説文が付されている。

(7) 写真⑬は、庚申塔の写真であり、「どこかで見たような気がしたと思ったら、本に写真が出ていた。」という解説文が付されている。これに続けて、書籍中の庚申塔の写真である写真⑭が掲載されている。

(8) 写真⑮及び⑰は、祠の写真であり、「これも本で見たものだ。」、「祠にも宮内姓の名前が刻まれている。」という解説文が付されている。これに続けて、書籍中の石祠の写真である写真⑯が掲載されている。

(9) 写真⑱及び⑲は、それぞれ自動車のスクラップ工場の写真であり、「集会所の場所がまさに『西の家』があった場所で、周辺の畑、そして現在は自動車のスクラップが置かれているこの場所も敷地内だったという。しかし、『西の家』の人々は昭和初期に部落から出ていってしまった。」、「『西の家』の先祖は享保年間に現在の埼玉県北本市辺りからこちらに移ったと伝えられ、現在部落に残る分家は、本家の代を含めると１０代続いているという。」、「このスクラップ工場の経営者も宮内姓。これは、どちらかと言えばかなり豊かな部落ではないだろうか。」という解説文が付されている。

(10) 写真⑳には、道路、植物及び塀の一部が写り込んでおり、「白山神社もあったのだが、『西の家』が部落を出ていく時に移転され、その後に社殿が火事で焼けてしまった。」という解説文が付されている。

(11) 写真㉓には、大徳寺の看板及び複数の住宅が写り込んでおり、「こちらは大徳寺。」、「部落はここの檀徒であり、『西の家』の墓があるというので来てみた。」という解説文が付されている。

(12) 写真㉙は、大徳寺境内の写真であり、「いずれにしても、この部落に弾左衛

門配下の小頭が住み、周囲の治安維持に当たっていたことは間違いないだろう。享保年間まで由緒を辿れる家というのは珍しいと思うので、むしろ由緒正しい部落である。地理的にも悪い場所ではなく、融和事業の対象として名前が挙がらなかったのはそれなりの理由があったのだろう。」という解説文が付されている。

１０　記事１０（甲１０）

⑴　記事１０は、本件訴え提起時においては、別紙１記事目録１０項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真４９枚及び動画１本並びに解説文が掲載されている。タグには、「同和」が含まれている。

⑵　写真②は、部落探訪＃１８５前編　児玉町下町の動画サムネイルであり、その直前には、「本庄市児玉町児玉には一説には関東最大級の部落があるという。読者の方から探訪リクエストもあったことなので、行ってみることにした。」という解説文が付されている。

⑶　写真③は、書籍（『こんな差別が』小林初枝著）の表紙を撮影した写真であり、写真④から⑥までには、それぞれ道路及び複数の住宅が写り込んでいる。これらの写真とともに、「児玉町の部落出身で、２０年部落解放運動をしている著者が、地元での差別の実態を告発するという本である。真面目に感想を書くと、事実誤認と被害妄想に満ちた内容で、こんな人が部落解放運動に関わっていろんな人を洗脳して、余計にこじれていったのだなということが分かる内容である。」、「あえて部落差別に結びつけるとすれば、皮革を扱っていた部落では汚水が下に流れるからという理由で川下に移転させられた例がしばしばある。」という解説文が付されている。

⑷　写真⑦は、神社の鳥居の写真であり、「関東の部落での定番、白山神社に着いた。」という解説文が付されている。

⑸　写真⑪は、ネットの住宅地図『マッポン！』に田島、神部、永尾、岩上、笠原、小林、武政、宮部という名字が記載されたものであり、「『こんな差別が』

はその中で名字による差別を告発するのだが、地元の部落に多い名字として具体的に田島、神部、永尾、岩上が挙げられている。それらのうち、白山神社の氏子に多いのが田島である。」、「とすると、ここで活用すべきはネットの住宅地図『マッポン！』である。『こんな差別が』で挙げられている名字と探訪時に気になった名字の分布を検証してみた。これは見事に地域と名字の関連性が現れている。」という解説文が付されている。

⑹　写真⑫は、神社の写真であり、「田島は白山神社から南東に集中している。」、「部落の戸数は明らかに百何十ではなく、明らかに何百規模であろう。」、「考え方によっては関東最大の部落と言うこともできそうだ。」という解説文が付されている。

⑺　写真⑭は、自動販売機及び建物の写真であり、「名字の分布を見ると下町だけでなく大久保、山王、生野、宮本という小字も部落の範囲内であり、むしろそれらがメインであるように見える。」という解説文が付されている。

⑻　写真⑯から⑲までは、集会所の外観、内観又はその敷地の写真であり、「同和関係の掲示物はなく、ただの自治会館なのだが、建物のつくりはまさに同和事業最盛期の公共建築である。」、「実際、これは『本庄市役所児玉大道集会所』という同和施設だった。」、「実は本庄市、上里町、深谷市は部落の多さに対応してか、埼玉県内でも特に同和行政や同和団体の活動が盛んな地域であった。」という解説文が付されている。

⑼　写真㉞は、石板の写真であり、「石板をみると、ここでも圧倒的に田島が多い。」という解説文が付されている。

⑽　写真㉟及び㊱は、集会所の写真であり、「ここにも明らかに同和事業全盛期の公共建築が。」、「かつての『本庄市役所児玉大久保集会所』。同和集会所なので、やはり川沿いは線路の両側が部落だった。」という解説文が付されている。

⑾　写真㊳から㊺までには、それぞれ工場及び倉庫（朽廃しつつあるものを含む。）

が写り込んでおり、「屋号は地元に多い苗字だ。」、「ここにはさらに崩壊した廃墟が。これは元々工場だったらしい。」という解説文が付されている。

⑿　写真㊽には、住宅の表札が写り込んでおり、「ここにも神部という名字が多いが。」という解説文が付されている。

⒀　写真㊾は、造園業の看板が付された建物の写真であり、「宮部も多い。私がここに本籍地を移せば、より部落民らしくなるのではないだろうか？自分と同じ名字が多い部落を探して、そこに移住または転籍するという手法はかなり使える気がする。」という解説文が付されている。

１１　記事１１（甲１１）

⑴　記事１１は、本件訴え提起時においては、別紙１記事目録１１項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真３６枚及び動画１本並びに解説文が掲載されている。タグには、「同和」が含まれている。

⑵　写真②は、部落探訪＃１８５後編　児玉町下町の動画サムネイルであり、その直前には、「前回に引き続き、下町の探訪である。そもそも『下町』とはどこの、どの範囲を指すのか、文献だけでは分かりにくかったが、現地を探訪するうちに次第に全容が分かってきた。それを理解する鍵は、小林初枝『こんな差別が』で挙げられている部落に多いとされる名字と、神社と同和集会所である。」という解説文が付されている。

⑶　写真④及び⑦から⑨までには、それぞれ複数の住宅が写り込んでおり、「古い市営住宅。空き家が多く、住民が高齢化しているように見えた。」、「それ以外は大きな家や民間の借家があり、ここが部落とは全く分からない。」という解説文が付されている。

⑷　写真⑩から⑮までには、それぞれ道路及び複数の住宅が写り込んでおり、「ここが生野の交差点。」「『こんな差別が』で挙げられている『永尾』という名字があるが、それは山王に多く分布しており、この当たりで分布が途切れている。」、「交差点から北の方に『こんな差別が』で挙げられている『岩上』が集

中している。そこは吉田林であり、さすがにそこは下町ではないだろう。そんなことを調べているとあることに気づいた。生野には、『こんな差別が』の著者と同じ小林、そして白山神社の氏子にあった宮部、笠原の名字が分布している。」、「しかし、生野にあるのは、やはりとてつもない豪邸。」、「しかも、表札をみると『こんな差別が』で部落に多いとされる名字である。」という解説文が付されている。

(5) 写真⑯から⑱までは、公園の写真であり、「『下町児童公園』という名前の公園。」、「立派な公園で、同和対策で作られたであろうことは想像できる。この公園の向こうが空き地になっているが、そこには同和集会所である『児玉中央集会所』があった。」という解説文が付されている。

(6) 写真⑲及び⑳は、神社の外観又は内観の写真であり、「児玉中央集会所の跡地の横には諏訪神社が。」「内部を見ると氏子の名前を確認できるが、生野に多い宮部、小林だけでなく、田島もかなり多い。」という解説文が付されている。

(7) 写真㉖は、店舗及び同店の駐車場の写真であり、「部落内には、このような大きな郊外型店舗もある。」という解説文が付されている。

(8) 写真㉘から㉛までは、茂みの写真であり、「茂みの内部は薄暗く、異様な空間が広がっている。」、「さきほどの茂みを改めて外から見るとこんな感じ。住宅地の一角にある、本当に特異な空間であることが分かるだろう。」という解説文が付されている。

(9) 写真㉜及び㉝は、小学校付近の交差点の写真であり、「あの駐車場の場所に児玉隣保館があったが最近取り壊された。『人権尊重の町』という碑がその同和行政が盛んな地であったことを思い起こさせる。」という解説文が付されている。

(10) 写真㉞及び㉟には、神社又は石碑が写り込んでおり、「山王の鎮守を見つけたので報告しておく。」、「『永尾』姓が多いことから氏子は山王の住民が多

いことが分かる。武政も多い。」という解説文が付されている。

⑾ 記事の末尾には、「探訪して分かったことは、大久保、山王、大久保、そして白山神社周辺（集会所名からすると大道）が下町自治会の範囲であり、その辺り一帯が部落であったということだ。」という解説文が付されている。

１２ 記事１２（甲１２）

⑴ 記事１２は、本件訴え提起時においては、別紙１記事目録１２項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真４０枚及び動画１本並びに解説文が掲載されている。タグには、「同和」が含まれている。

⑵ 写真②は、部落探訪＃１８６吉田林の動画サムネイルであり、その直前には、「その岩上という名字が集中しているのが児玉町吉田林である。」という解説文が付されている。

⑶ 写真⑤は、農機具保管庫の写真であり、「昭和６０年度に作られたということは、これは同和対策によるものである可能性が高い。」という解説文が付されている。

⑷ 写真⑭及び⑮は、神社内にある建設委員が記された石碑の写真であり、「石碑には『岩上』以外の名字も刻まれている。吉田林全体が部落というわけではなく、この神社は一般の氏子も含めた神社であろう。この建設委員を見たところ、融和しているようだ。」という解説文が付されている。

⑸ 写真⑯及び⑰は、馬頭観音の写真であり、「ここは昔から三叉路になっていて、ここが部落の中心である。」、「馬頭観音の石碑の裏側には『岩上講中』とある。岩上というのは、名字だけではなく、講の名前でもあったようだ。」という解説文が付されている。

⑹ 写真⑱及び⑲は、教育会館の写真であり、「ここには解放同盟埼玉県連児玉郡市協が入居していたはずだが、今はその様子はない。」という解説文が付されている。

⑺ 写真㉑から㉗までには、それぞれ複数の住宅が写り込んでおり、「周辺は、

いかにも古くからの農村だった場所なので」、「部落は馬頭観音を中心に南北に存在する。」、「北側は、さびれた農村のような佇まいがあるが、新しい家も入り混じっている。」という解説文が付されている。

⑻　写真㉘から㉜までは、墓地の写真であり、写真㉜には、六地蔵建設の寄付者の石碑が写り込んでいる。これらの写真とともに、「これが部落の墓地ではないだろうか？」、「やはりそうだった。宗派は真言宗。」、「六地蔵建設の寄附者も圧倒的に岩上姓なので、ここが部落の墓地で間違いないだろう。」という解説文が付されている。

１３　記事１３（甲１３）

⑴　記事１３は、本件訴え提起時においては、別紙１記事目録１３項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真３３枚及び動画１本並びに解説文が掲載されている。タグには、「同和」が含まれている。

⑵　写真②は、部落探訪＃１８７下浅見の動画サムネイルであり、その直前には、「早稲田大学本庄高等学院の近くに部落があるようなので、特定してほしいとのリクエストがあった。そこも旧児玉町で、周囲に多くの部落があるのだが、その中でも学院に最も近い下浅見の部落の特定を試みた。ここには戦前に１３戸の部落と２戸の部落があったとされる。」という解説文が付されている。

⑶　写真⑰及び⑱は、神社の写真であり、写真⑲は、下浅見自治会館新築記念碑である。これらの写真とともに、「気になったのは、氏子の中にあった『磐上』という名字だ。おそらく『いわがみ』と読むのだろう。小林初枝に児玉では言い逃れのできない部落の名字と名指しされた岩上に通じるところがあり、児玉では磐上はほぼ下浅見にしか存在しない。」という解説文が付されている。

⑷　写真㉓は、下浅見自治会館の写真であり、「ここは自治会館。部落があったとしても、未指定であり、融和していることが推定される。」という解説文が付されている。

⑸　写真㉘及び㉙は、墓地の写真であり、「背景にラブホテルが見えるこの墓地

には磐上と榊しかない。」という解説文が付されている。

⑹　写真㉚は、道路及び複数の住宅が写り込んでいる写真であり、「間違いない、下浅見の部落はここだと確信した。」という解説文が付されている。

⑺　記事の末尾には、「今回特定した部落は墓地の規模からすると１３戸のほうであろう。下浅見には２戸の部落がまだどこかにあるはずだ。早稲田高等学院の生徒さんは、この２戸の部落の特定を研究テーマとしてみるのはどうだろう。」という解説文が付されている。

１４　記事１４（甲１４）

⑴　記事１４は、本件訴え提起時においては、別紙１記事目録１４項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真２２枚及び動画１本並びに解説文が掲載されている。タグには、「同和」が含まれている。

⑵　写真②は、＃１９３狭山市柏原の動画サムネイルであり、その直前には、「柏原の部落は高杉晋吾『部落差別と冤罪』で、狭山事件に絡めて引き合いに出されている。」という解説文が付されている。

⑶　写真③には、道路が写り込んでおり、「柏原は宿場であり、上宿、本宿、下宿があり、下宿が部落である。」という解説文が付されている。

⑷　写真⑮から⑱までには、それぞれ複数の住宅が写り込んでおり、「柏原でもかつては水平社運動があり、世良田村事件にも関わったというが、以降は水平社運動や部落解放運動の類は盛り上がらなかった。」、「もともと農業が中心で比較的土地を持ってる部落だった上、戦後の農地解放でさらに土地が増えた。」という解説文が付されている。

⑸　写真⑳から㉒までは、墓地の写真であり、「部落の南端の墓地を訪れてみた。」、「やはり、長沢、長澤、東島が多い。他に多いのは大沢、大澤。」という解説文が付されている。

⑹　記事の末尾には、「狭山市は部落問題がからむ狭山事件で有名であるが、解放運動や同和行政はあまり活発とは言えない。ここは見るからに未指定地区で

ある。」という解説文が付されている。

１５　記事１５（甲１５）

⑴　記事１５は、本件訴え提起時においては、別紙１記事目録１５項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真２５枚及び動画１本並びに解説文が掲載されている。タグには、「同和」が含まれている。

⑵　写真②は、＃１９４女影の動画サムネイルであり、「昭和初期の記録では戸数７５、生活程度は中とある。」という解説文が付されている。

⑶　写真⑤には、道路及び複数の住宅が写り込んでおり、「過去の記録通り、この部落は富農が多かった。『全国部落調査』には主業は履物表とある。」という解説文が付されている。

⑷　写真⑦には、道路及び複数の住宅が写り込んでおり、「現地で家を見ると、いかにも古くからの富農の家が多く、表札は『小林』が多い。」という解説文が付されている。

⑸　写真⑪及び⑫は、神社の写真であり、「公会堂の敷地内に八雲神社があり、これも部落の神社のようである。」という解説文が付されている。

⑹　写真㉒から㉕までは、墓地の写真であり、「墓石の名字と表札の名字の傾向が一致するので、これが部落の墓地であることは間違いない。」、「寄附者の名字も小林。」、「旧入間郡でも部落の宗派は一定ではないということだ。これは埼玉県の部落の特徴である。」という解説文が付されている。

１６　記事１６（甲１６）

⑴　記事１６は、本件訴え提起時においては、別紙１記事目録１６項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真２０枚及び動画１本並びに解説文が掲載されている。タグには、「同和」が含まれている。

⑵　写真④は、坂戸市立中小坂集会所の写真であり、写真⑥は集会所の掲示板の写真である。これらの写真とともに、「ここでは明らかに同和対策事業が行われている。」、「それは、中小坂集会所が『同和対策集会所』であることから

明白だ。」、「しかし、この施設には同和だの部落だの人権だのといった掲示物は全く見られない。ステルス同和施設である。」という解説文が付されている。

⑶　写真⑧は社殿の写真であり、写真⑨は鳥居の一部の写真である。これらの写真とともに、「部落の神社であることは間違いない。鳥居に刻まれた氏子の名字は『若狭』『若野』が多い。」という解説文が付されている。

⑷　写真⑩から⑫までは、墓地の写真であり、「墓地を訪れると、やはり若狭が多い。」という解説文が付されている。

⑸　写真⑮、⑯及び⑱は、それぞれ店舗及び住宅の写真であり、店舗名が読み取れるほか、「何の変哲もない住宅地である。同和団体があまり活動せず、行政主導で国費を入れて、市の負担を減らしたのではないか。」、「この商店跡にはうっすらと若狭屋の文字が読み取れる。」という解説文が付されている。

１７　記事１７（甲１７）

⑴　記事１７は、本件訴え提起時においては、別紙１記事目録１７項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真１枚及び動画１本並びに解説文が掲載されている。タグには、「同和」が含まれている。

⑵　写真②は、＃１９６上広谷の動画サムネイルであり、その直前には、「小堤、下広谷、中小坂、そして今回の上広谷と狭い範囲に４つの部落が存在する。」、「小堤と下広谷は川越市、中小坂は坂戸市、そして上広谷は鶴ヶ島市に属する。」、「上広谷には鶴ヶ島市唯一の部落があり、昭和初期の戸数は２１と記録されている。」という解説文が付されている。

１８　記事１８（甲１８）

⑴　記事１８は、本件訴え提起時においては、別紙１記事目録１８項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真３０枚及び動画１本並びに解説文が掲載されている。タグには、「同和」が含まれている。

⑵　写真②は、＃２０６入間市宮寺の動画サムネイルであり、その直前には、「昭

和初期の記録では、入間市宮寺に１５軒の部落がある。」、「秋定嘉和『部落問題・水平運動資料集成』第２巻には宮寺出身の『川島甚一』と『森田利助』という人物名が出てくる。前者は入間郡水平社の設立者、後者は１９２８年の全国融和団体連合大会の参加者である。」という解説文が付されている。

(3)　写真③及び④は、ネットの住宅地図『マッポン！』に川島、森田という名字が記載されたものであり、これらの写真とともに、「人名が出てくるので、非常に強力なツール『マッポン！』を使って、宮寺の『川島』『森田』の分布を調べる。」、「国道１６号が折れ曲がっている辺りに川島が２軒あり、森田も近くにある。該当箇所は、その道の形や家の並びの特徴から、旧街道沿いの旧宿場町の端っこにあることが推定され、確かに穢多村があったとしてもおかしくない立地である。」、「そして、グーグルマップによれば、『雪駄草履通販卸売り　にしかつ』という、いかにも歴史のありそうな履物問屋がある。『にしかつ』は名字であり『西勝』。その分布を検証してみる。」、「履物商である『西勝』と、文献に出てくる『川島』『森田』が見事に一箇所に集中している。これはもう間違いないであろう。あとは現地を探訪するだけだ。」という解説文が付されている。

(4)　写真⑦から⑨までは、墓地の写真であり、「こちらの墓地には、『川島』『西勝』の名字がある。」という解説文が付されている。

(5)　写真㉒から㉔まではは、入間宮寺教会の外観又は内観の写真であり、「こちらはカトリックの教会。」という解説文が付されている。写真㉗及び㉘には、それぞれ複数の住宅が写り込んでおり、「９０人の住民のうち、４０人がカトリックに改宗していたという。」、「日曜と祝日には、ラッパの音を合図に教会が村人で賑わうようになった。周囲から差別されていた二本木の部落は、逆に周囲から羨望されるようになったと、いにしえの記録には書かれている。」という解説文が付されている。

１９　記事１９（甲１９）

⑴　記事１９は、本件訴え提起時においては、別紙１記事目録１９項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真３１枚及び動画１本並びに解説文が掲載されている。タグには、「同和」が含まれている。

⑵　写真②は、＃２１９志木市の動画サムネイルであり、その直前には、「その部落というのは、現在の志木市幸町４丁目、久保という部落である。昭和初期の記録では４９戸。雑誌では『中森村』とも書かれたという。」という解説文が付されている。

⑶　写真④及び⑤には、それぞれ道路及び店舗が写り込んでおり、店舗名が読み取れるほか、「現地を訪れると、さっそく『なかもり学園』『中森オート』といった文字が目に飛び込んでくる。」、「その中森オートの角から通りを進むと部落の中である。」という解説文が付されている。

⑷　写真⑧から⑫までは、墓地の写真であり、「清水という墓石が目立つ。」、「確かに中森の墓石が集まっているところがある。」という解説文が付されている。

⑸　写真⑰は、久保共励館の写真であり、「自治会の施設であり、同和施設ではない。おそらく同和地区指定はされていないであろう。」、「動画に出てくるが、ここには住民の名前が彫られた石碑がある。中森も多いがむしろ清水姓が多く、中森村よりも『清水村』と言ったほうが適当ではないか？」という解説文が付されている。

⑹　写真㉖及び㉗は、観音堂の外観の写真であり、「この部落に来たら訪れておきたい場所が、この『久保白衣観音堂』である。」という解説文が付されている。写真㉘から㉜までは、観音堂内の石碑の写真であり、「清水、中森、谷田、小林といった名字が見える。」という解説文が付されている。

２０　記事２０（甲２０）

⑴　記事２０は、本件訴え提起時においては、別紙１記事目録２０項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真２３枚及び動画１本並びに解説

文が掲載されている。タグには、「同和」が含まれている。

⑵　写真②は、＃２３３前野宿の動画サムネイルであり、その直前には、「前野宿村、一村穢多のみ住して、家数四十餘」という解説文が付されている。

⑶　写真⑥から⑧までは、墓地の写真であり、「墓から推定される主な名字は坂口、木幡、桜木、平井など。」、「１つだけある矢野という墓石も気になった。矢野と言えば、浅草の弾左衛門の名字である。」という解説文が付されている。

⑷　写真⑨及び⑩は、航空写真に木幡、坂口、桜木、平井、矢野という名字が記載されているものであり、「それぞれ現在の航空写真と１９５０年頃の航空写真の名字の分布を重ねたものである。」という解説文が付されている。

⑸　写真⑭から⑱までは、祠の写真であり、「なんとこれこそが白山神社と縁のあるものだった。村にあった白山神社は、かなり昔になくなってしまっていた。」という解説文が付されている。

２１　記事２１（甲５７）

⑴　記事２１は、本件請求の趣旨拡張申立時においては、別紙１記事目録２１項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真３４枚及び動画１本並びに解説文が掲載されている。タグには、「古村」が含まれている。

⑵　写真⑦は、白山神社の外観の写真であり、「当地には立派な白山神社がある。」という解説文が付されている。写真⑧は、書籍の一部の頁の写真であり、「『武蔵北足立郡原市村本田の白山神社今分かれた新田だけが部落となって居ります。』と書かれている。これは、何を意味するのだろう。」という解説文が付されている。写真⑨は、鰐口の写真であり、「この形、見覚えがあると思ったら、驚くべきことに群馬県安中氏大谷長坂の白山神社にあるものと、年も形も同じである。」という解説文が付されている。写真⑫は、白山公園の入口付近の写真であり、記事２１の対象地域の鰐口について、「鰐口には世話人として『川田』という人物が２人刻まれている。白山神社周辺には、確かに川田という家が何軒かある。」という解説文が付されている。

(3) 写真⑳には、道路及び複数の住宅が写り込んでおり、「敷地が広い家の表札を見ると、川田の他、坂本、本田など。また、住民から村上さんも多いよと教えていただいた。」という解説文が付されている。

(4) 写真㉑から㉖までには、それぞれ複数の住宅が写り込んでおり、「大変詳しい方から、昔のことを聞くことが出来た。」、「原市の中でも本田と新田があった。」、「戦前は小作人の村で、本田よりも新田が貧しかったという。どちらかといえば差別対象となったのは新田で、新田の子が貧乏だからと馬鹿にされて虐められていたのを、本田の子が助けてやったという武勇伝を聞かされたと、懐かしそうに語っていた。」、「本田と新田は仲間であり、対外的にはどちらも部落と見られていたようである。」という解説文が付されている。

(5) 写真㉘は、航空写真に松本、川田、石川、村上、本田、坂本、藤井という名字が記載されているものであり、「現地で聞いた名字と、資料に出てきた名字の分布はこの様になる。部落に多い傾向はあるが、いずれも上尾市では一般にもあり得る名字だ。」という解説文が付されている。

(6) 写真㉛及び㉜には、複数の住宅が写り込んでおり、「昭和初期の記録では瓦葺に２戸の部落があったとされる。これは、原市の東端で、段丘から１段降りた部分が原市の境界からはみ出て、瓦葺になっている部分であろう。」、「実際に現地を訪れて、過去の航空写真と比較して研究しなければ、気がつかないだろう。」という解説文が付されている。

(7) 写真㉝は、道路沿いのコンビニエンスストアの駐車場を撮影したものであり、「部落の西の端、このセブンイレブンの裏手に原市集会所がある。」という解説文が付されている。

２２　記事２２（甲５８）

(1) 記事２２は、本件請求の趣旨拡張申立時においては、別紙１記事目録２２項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真２４枚及び動画１本並びに解説文が掲載されている。タグには、「古村」が含まれている。

⑵　写真②は、＃２５８畔吉・小敷谷の動画サムネイルであり、その直前には、「畔吉については、戦後は同和地区指定がされたと見られ、同和対策で作られた畔吉集会所がある。しかし、そのことは上尾市民には、ほとんど知られてないであろう。」という解説文が付されている。

⑶　写真③から⑤までは、上尾市立畔吉集会所の外観又は内観であるが、「月に１回『部落解放北足立郡協議会（郡協）上尾支部』の会合があるという。」、「本棚には同和だの人権だのといった本がある。」という解説文が付されている。

⑷　写真⑦は、航空写真に高橋、橋本、髙橋という名字が記載されているものであり、「もとは畔吉の東原の曲輪が小敷谷に分かれ、ほとんどの家は高橋か橋本なのだという。そこで、２つの名字の分布を検証してみた。確かに部落には集中しているが、周囲にもそれなりに存在している。」という解説文が付されている。

⑸　写真⑧から⑫までは、墓地の写真であり、「墓地から、宗派はおそらく時宗であろうと推定した。」、「昭和初期の産業は履物や養蚕。菊池山哉は富裕に暮らしていると記述している一方、生活程度は下だったという記録もある。」という解説文が付されている。

⑹　写真⑬から⑳までには、それぞれ道路及び複数の住宅が写り込んでおり、そのうち写真⑮、⑯及び⑱は、店舗名が読み取れる。これらの写真とともに、「古くからの家は明らかに造園業…」、「…あるいは自動車に関わる仕事をしている。」、「小敷谷にも、橋本、高橋という家がある。それらは畔吉と隣接した場所に集中している。どちらかと言えば橋本が多く、しかも畔吉よりも豪邸ばかりである。」という解説文が付されている。

⑺　写真㉓は、神社の外観の写真であり、写真㉔及び㉕は、石碑の写真である。これらの写真とともに、「小敷谷には既に白山神社はなく、八合神社の氏子だと言うので行ってみた。」、「しかし、どうだろう？確かに、高橋、橋本の名

字が混じっているが、１つか２つだ。これは“一般”ではないか。」という解説文が付されている。

２３　記事２３（甲５９）

⑴　記事２３は、本件請求の趣旨拡張申立時においては、別紙１記事目録２３項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真２１枚及び動画１本並びに解説文が掲載されている。タグには、「古村」が含まれている。

⑵　写真②は、＃２５９杉戸町の動画サムネイルであり、その直前には、「杉戸町＋同和で検索すると、『杉戸町下本村集会所設置及び管理条例』が出てくる。」という解説文が付されている。

⑶　写真③、④及び⑥は、集会所の外観の写真であり、写真⑤は、下本村集会所の概要等が記載された画像である。これらの写真とともに、「その下本村集会所がここである。」、「杉戸町＋部落解放で検索すると、『杉戸町の教育』という資料が出る。資料には『杉戸町下本村集会所運営審議会』として部落解放同盟杉戸支部の会員が掲載されており、いずれも杉本姓である。」、「外からは同和や部落や人権といった掲示物は見えないので、町の資料を見ないと、同和施設とは気づかないだろう。」という解説文が付されている。

⑷　写真①及び⑦から⑪までは、白山神社の外観又は社殿の状況の写真であり、「関東の部落と言えば白山神社だ。」、「中には大正時代の奉納板がある。ここには杉本姓が６名ある。」、「今となってはよそから引っ越してきた人が多いのだが、神社は『杉本さん』のものという認識だ。」という解説文が付されている。

⑸　写真⑬には、住宅が写り込んでおり、「かつての世帯数は１４。特に困窮しているわけでもなかった。それが今では６軒程度だろうという。住民がかなり入れ替わっており、差別などないということだった。『杉本』と表札の出た家はどれも大きい。」という解説文が付されている。

⑹　写真⑰及び⑱は、墓地の写真であり、写真⑱からは、「九品寺」という名前

が読み取れる。写真⑲は、墓石の写真であり、「墓石も『杉本』に限らない。」という解説文が付されている。

⑺　写真⑳から㉒までには、それぞれ道路及び複数の住宅が写り込んでおり、写真⑳からは「食肉センター（有）岩浪精肉店」という名前が読み取れる。これらの写真とともに、「精肉店があるが、名字からすると部落とは関係はないのではないか。」、「公園ではさきほどまで子供が遊んでいた。既に融和しており、部落とか同和といった活動は不要なように感じられた。」という解説文が付されている。

２４　記事２４（甲６０）

⑴　記事２４は、本件請求の趣旨拡張申立時においては、別紙１記事目録２４項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真１３枚及び動画１本並びに解説文が掲載されている。タグには、「古村」が含まれている。

⑵　写真②は、＃２６０幸手市の動画サムネイルであり、その直前には、「本サイトに、幸手市を訪れて欲しいとのコメントがあった。場所は幸手駅の西口、精神病院の裏手にカモフラージュされた白山神社があるという。その周辺だけ周囲よりも雑然としている。ここが上高野村の西組という古村ではないのかというのだ。」という解説文が付されている。

⑶　写真⑦、⑨及⑫には、それぞれ道路及び複数の住宅が写り込んでおり、「住民に聞いてみると、確かにここは上高野村だったという。」、「古くから住んでいる老人に聞いてみた。すると、確かにここは上高野村西だという。ただ『忙しい』ということで、それ以上のことは話せなかった。しかも、これは何かを隠しているように感じた。」、「ともかく『南』という住所表記になっているが、上高野村西だったということは間違いない。」、「少し離れたところの住民から詳しく聞くことができた。確かにあの白山神社付近が上高野村西である。子供が隣の久喜市の小学校に通っていて、人権教育として過去を蒸し返すような授業が行われたとき、『寝た子を起こすなと先生に答えておけ』と言いつけ

たという。」という解説文が付されている。

(4)　写真⑧は、航空写真に松本という名字が記載されているものであり、「松本という名字が集まっているというコメントもあった。確かにここにあった古村の箇所に多いように見える。ただ、ありふれた名字なので、確証が持てない。」という解説文が付されている。

(5)　写真⑭には、鉄塔が写り込んでおり、「あの鉄塔の近くに、古村の人が働く屠場があったという。付近の川が赤く染まっていたこともあったそうだ。屠場の経営者は『渡辺さん』という人で、地域の有力者だった。」という解説文が付されている。

２５　記事２５（甲６１）

(1)　記事２５は、本件請求の趣旨拡張申立時においては、別紙１記事目録２５項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真３０枚及び動画１本並びに解説文が掲載されている。タグには、「古村」が含まれている。

(2)　写真②は、＃２６１野久喜の動画サムネイルであり、その直前には、「この古村は。部落解放同盟の月刊誌『部落解放』１９７８年１０月号で紹介されている。野久喜は上・中・下に分かれており。中がいわゆる“一般”。上と下はもとは１つの村であったが、江戸時代に分かれたと伝承されているという。」、「川元祥一『関東の部落を行く』にも記載があり」という解説文が付されている。

(3)　上について

ア　写真④から⑥までは、白山神社の外観又は内観の写真であり、「地図によれば白山神社が２つ確認できる。そのうち西側の１つがこれだ。」という解説文が付されている。

イ　写真⑦及び⑪には、それぞれ道路及び複数の住宅が写り込んでおり、「ここは上なのか、下なのか？通りがかりの人に聞いてみると、上と下は川の上流下流に対応しているそうだ。近くに青毛堀川があり、西側は上になる。」、

「今の様子はこのようなものだが、かつては部落だの同和だの人権だのといった掲示物があり、野久喜と言えば同和ということが周知されるような状態だった。」という解説文が付されている。

ウ　写真⑫から⑭までは、集会所及びその周辺の写真であり、「ここが野久喜集会所。同和対策で作られた教育集会所である。」という解説文が付されている。

(4)　中について

ア　写真⑮から⑱までには、それぞれ複数の住宅（朽廃しつつあるものを含む。）が写り込んでおり、「この辺りが『中』にあたる。」、「白山神社のある場所は『中』と聞いていたが、少し奥まったところにあり、その周囲には潰れかけた家がある。」という解説文が付されている。

イ　写真⑲から㉑までは、白山神社の外観又は内観の写真であり、写真㉒及び㉓は、白山神社新築記念碑の写真である。これらの写真とともに、「この氏子の名字には明らかに偏りが見られる。圧倒的に多いのは宮内、あとは坂本。」という解説文が付されている。

ウ　写真㉔は、ネットの住宅地図『マッポン！』に坂本、宮内という名字を記載したものであり、「『マッポン』による名字分布分析結果が上の通りだ。『上』に坂本が多い。白山神社があるのが『宮内建材興業』の近くで、そこから東に宮内が集中している。」、「ここから分かるのは、『上』と『下』で名字の傾向に違いがあり、さきほどの白山神社の氏子は『下』の住民であろうということだ。一方、『上』の住民は西側の白山神社の氏子なのであろう。」という解説文が付されている。

(5)　下について

ア　写真㉕は、祠に納められた地蔵の写真であり、「下にも地蔵菩薩がある。」という解説文が付されている。

イ　写真㉖及び㉗には、それぞれ道路及び複数の住宅が写り込んでおり、「『解

放同盟や同和対策の集会所について、あれは上のことで下は関係ないということですか？』と聞くと『そう』という返事だった。もとは同じ村と伝承されていたようだが、上と下は違うんだという意識を感じた。」という解説文が付されている。

ウ　写真㉘及び㉙は、野久喜児童遊園の写真であり、「下にも立派な児童遊園がある。」という解説文が付されている。

２６　記事２６（甲６２）

⑴　記事２６は、本件請求の趣旨拡張申立時においては、別紙１記事目録２６項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真２７枚及び動画１本並びに解説文が掲載されている。タグには、「古村」が含まれている。

⑵　写真②は、＃２６２　菖蒲町の動画サムネイルであり、その直前には、「川元祥一『関東の部落を行く』には、現在の久喜市内の２つの古村の記載がある。１つは前回訪れた野久喜。そして、今回の旧菖蒲町の『西堀』である。」という解説文が付されている。

⑶　写真③から⑧までは、白山神社の外観又は内観の写真であり、「『関東の部落を行く』には、この古村での案内人として「荒井栄次郎」という名前が出てくる。神社でまさにその名前を見かけた。」という解説文が付されている。

⑷　写真⑨は、新聞記事の画像であり、「昭和２０年１月１日の水平社機関紙『水平新聞』。『樋口某の娘』が針の稽古に通っていたところ、他の村の娘から差別されたため、師匠が樋口某の娘の弟子入りを拒否したという。地元水平社支部の活動により解決したと書かれている。」という解説文が付されている。

⑸　写真⑩は、航空写真に樋口、荒井、神部、小齊という名字が記載されたものであり、「神社で見かけた名字を分析すると、古村の範囲が見えてくる。」という解説文が付されている。

⑹　写真⑭から⑰までは、放置車両を含む複数の自動車の写真であり、「ナンバーが外されてタイヤがつぶれた車が放置されているのが気になった。」という

解説文が付されている。

(7) 写真⑱及び⑲は、建物の外観又は内観の写真であり、「間違いなく観音堂であろう。」という解説文が付されている。

(8) 写真⑳から㉒までには、それぞれ道路及び複数の住宅が写り込んでおり、「まず広い土地があり、道路に面した古い家があり、その奥に新しい家があるというパターンが多い。」、「その前の方にある家が廃墟になっている家がいくつかある。」という解説文が付されている。

(9) 写真㉖及び㉗は、しょうぶ会館の写真であり、「久喜市の施設である隣保館、しょうぶ会館。」、「人権標語が掲げられているが、それでも他の地域の隣保館に比べれば、同和色は抑えられているように見えた。」という解説文が付されている。

27 記事27(甲63)

(1) 記事27は、本件請求の趣旨拡張申立時においては、別紙1記事目録27項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真18枚及び動画1本並びに解説文が掲載されている。タグには、「古村」が含まれている。

(2) 写真③から⑤までは、加須市立下戸塚集会所の写真であり、「内部に人権とか部落とか書かれた掲示物があるので、同和施設だとすぐに分かった。」という解説文が付されている。

(3) 写真⑥には、道路、複数の住宅及び自動車が写り込んでおり、「加須市と言えば『埼玉県加須市長選挙無効事件』が知られており、1975年の市長選挙で、部落解放同盟からの圧力によって、選挙管理委員会が同和行政を批判する選挙ポスターに目隠しをしたことが不当な選挙干渉とされ、非常に珍しい選挙無効の判決が最高裁で確定した。」という解説文が付されている。

(4) 写真⑨は、草木の写真であり、「解放新聞によれば、加須市では平成の大合併の頃に日立アロイ株式会社(現在は株式会社プロテリアル)の従業員が『騎西町と合併すると加須市も同和地区を抱えることになる。そうなると同和地区

の人に補助金を出したり、税金を優遇しなければならなくなり、市の負担が増える。だから合併に反対だった』と発言したとして解放同盟から糾弾されている。」という解説文が付されている。

(5) 写真⑰及び⑲は、住宅の隣にある空き地の写真であり、写真⑱は、社の写真である。これらの写真とともに、「今は駐車場となっているこの空き地、２０１９年までは隅っこに物置サイズの小さな白山神社があった。」、「残念ながら、今はなくなっており、小さな松の切り株が残るだけである。」という解説文が付されている。

２８　記事２８（甲６４）

(1) 記事２８は、本件請求の趣旨拡張申立時においては、別紙1記事目録２８項記載の表題が記載されて地域が摘示されるとともに、写真２３枚及び動画１本並びに解説文が掲載されている。

(2) 写真③は、隣保館の写真であり、写真④は、隣保館の掲示板の写真である。これらの写真とともに、「部落だの人権だのと行った掲示物がある。」という解説文が付されている。

(3) 写真⑥は、ネットの住宅地図『マッポン！』に吉野、高野という名字が記載されたものであり、「この隣保館の場所は古村から外れたところにある。ここから南東の小字『ニノ町』が目指す場所であろう。」という解説文が付されている。

(4) 写真⑩及び⑪は、墓地の写真であり、「墓地を訪れていたところでは、大きな村で、なおかつ宗派は定まっていないように見えた。」という解説文が付されている。

(5) 写真⑫は、集会所の写真である。

(6) 写真⑬には、ヤード及び自動車が写り込んでおり、「あちこちにスクラップヤードがある。」という解説文が付されている。

(7) 写真⑮から⑱までには、それぞれ道路及び複数の住宅が写り込んでおり、「実

はちょっとした用事があって隣の熊谷市の上中条に寄ってきた。熊谷市では活動家のデモに税金から日当と交通費が出ていることが分かっている。そして、１５年くらい前は『差別者』の家を旗を持って取り囲むようなこともしており、その日当が４０００円、泊まりでは１００００円だったとう。」、「住民にその話をすると、同和団体のそういう活動はここでも知られていたこと。なお、南河原には解放同盟と部落解放愛する会があって、勢力は半々だったという。『自分も入っていたけど、やめた。恥ずかしいから』と住民が語る。」、「なぜ恥ずかしいのかと言うと、やはり同和といったことは語り継ぐようなものではないから。『そんなことを聞いてくる、頭がおかしいのは、あんたくらいだ』と言われてしまった。」という解説文が付されている。

⑻　写真㉑から㉔までは、八坂神社の外観又は記念碑の写真であり、「なお、古村の鎮守は八坂神社が唯一だという。」、「白山神社はない。」という解説文が付されている。（２０２４年７月７日の追記として、「かつては白山神社があったという情報を頂きました。」との記載がある。）

以上

（別紙３・別表）

解説文中の記載についての補足説明

１　白山神社について

「関東の同和地区には、どんな小さな集落にもたいてい白山神社がまつられている。」とする文献の記載があるほか、白山神社は「部落民の生活と心を支えてきた」とする記載もある（乙２９・３枚目裏、３４枚目表）。

２　弾左衛門について

江戸時代における被差別部落民の頭領の立場についての歴史的呼称とみられる（乙２２・２１枚目裏、２４枚目裏、乙２９・４３枚目裏）。

３　長吏について

「古い時代の中国の官公吏の名称の一つ」で、被差別部落の出身者への蔑称ともなる（甲７６・６頁、乙２２、乙２９・１４枚目表、乙３０・７４頁）。

４　隣保館について

同和対策事業関連施設のひとつであり、社会福祉施設である。

５　古村について

中世以降の歴史的な呼称であって、文脈によっては被差別部落に該当する集落を指すとみられる（乙２２・１８枚目裏）。

以上

さいたま 23-012248

これは正本である。

令和７年１２月１８日

さいたま地方裁判所第２民事部

裁判所書記官　星　野　瑞　花

さいたま 23-012248

〒252-0021
神奈川県座間市緑ケ丘６－１－２３－１０２
宮部龍彦　様

PO113001250022966

事件番号　令和５年（ワ）第２９１３号

宮部様

おあずかりしていた
保管金をお返し
しております
（3420円＋3000円分）

星野

後納
便

109-48-79553-5

特別送達

さいたま地方裁判所

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂３丁目１６番４５号

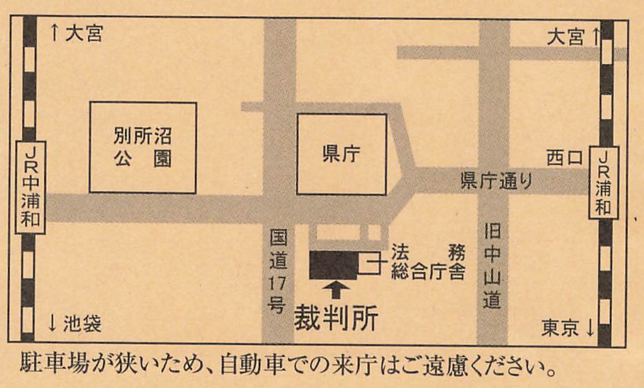

駐車場が狭いため、自動車での来庁はご遠慮ください。

※電車　JR高崎・宇都宮
京浜東北線浦和駅
JR埼京線中浦和駅
徒歩15分

- ☐ 第１民事部 048-863-9611
- ☑ 第２民事部 048-863-9612
- ☐ 第４民事部 048-863-9614
- ☐ 第５民事部 048-863-9613
- ☐ 第６民事部 048-863-9610
- ☐ 民事訟廷事務室
  事件係 048-863-8587